

令和7年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 2 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 10 号

提案～審議

第 6 発議第 1 号

提案～採決

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	武	井	厚			
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	藤	澤	勇		
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤	篤							

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和7年12月1日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

今年も残すところあと1か月となりました。いよいよ冬本番、インフルエンザが猛威を振るい、長野県全域でインフルエンザ警報が発表されております。寒さに負けず、健康に留意していただきたいと思います。

今定例会では、村の行く末を左右する第6次南箕輪村総合計画をはじめ、様々な議案が提出されております。議会としてしっかりと審議をし、来年に向けて心残りがないようお願いいたします。

ただいまから、令和7年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、山崎文直議員、7番、百瀬輝和議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和7年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案10件、発議1件であります。請願・陳情は、陳情1件が提出されております。

会期は、本日12月1日から12月19日までの19日間とし、この間で12月2日から12月15日までと12月18日は本会議を休会といたします。

また、最終日19日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月19日までの19日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和7年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席を賜り、開催できますことにお礼を申し上げます。

早いもので、2025年も残り1か月となりました。今年は全国的に熊の出没と人身被害が相次ぐ中、長野県全体では、既に昨年度を上回る15名の方が被害を受けています。例年10月には目撃件数が減少に転じますが、今年は人の日常生活圏での目撃が219件と9月を上回り、前年同月比約3倍に達するなど、長野県全体では深刻な状況であります。

本村では例年並みの状況で推移しているところではありますが、熊の通り道にはライブカメラを設置して、地元の鳥獣被害対策実施隊の皆様の御協力の下、熊が確認された際には檻を設置するなど、迅速な対応ができるよう努めておりますのでよろしくお願いいたします。

9月から11月の台風シーズンにおきましては、線状降水帯発生による雷雨など、短時間の大雨による冠水・浸水が懸念されておりましたが、幸いにも台風の大きな影響を受けることなく、穏やかな秋を経て、冬を迎えたところであります。今後の季節予報では、関東から西の太平洋側の降水量は平年並みかもしくは少なく、気温も平年並みか低めと見込まれております。空気が乾燥しやすい季節となり、火災や感染症への警戒が必要です。関係機関と連携し、予防活動に取り組んでまいります。

国の経済対策への対応等についてであります。

11月21日、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする総合経済対策が閣議決定されました。11月28日に取りまとめられました国の補正予算案を踏まえ、県の動向も見ながら、村としても補正予算案の編成作業を進めてまいります。重点支援地方交付金などを活用し、村民の皆さんに政策効果を早期に実感いただけるよう取り組んでまいります。

村税等、景気の動向について申し上げます。

本年度の村税収入につきましては、個人住民税が前年度決算に比べ約1億1,300万円増、固定資産税も約5,500万円の増を見込んでおり、全体といたしましては、約1億5,400万円の増収となる見通しでございます。県内経済は持ち直しの動きが続いているものの、原材料価格の高騰や海外経済の影響により、法人村民税は伸び悩んでいる状況であります。

本年度は、昨年度の4万円減税に関わる不足額給付が実施されました。8月上旬より支給対象者1,953名の皆様へ確認書を順次送付し、申請期限を10月31日として、支給事務を滞りなく執り行うことができました。申請者は1,882名、支給額は5,621万円、申請率は96.3%となっています。

人口動態について申し上げます。

令和7年11月1日時点、本村の人口は1万5,995人で、前年同日の比較では、68人の減少となっています。また、県が公表した10月1日現在の年齢別人口推計によりますと、県内総人口は前年比1万6,861人減の197万2,243人となっております。本村の高齢化率は24.0%で、昨年23.7%から僅かに上昇したものの、県内で最も低い水準であります。一方、減少人口の割合は14.8%で、こちらも昨年の15.1%からやや低下したものの、県内で最も高い割合となっております。

本年度、不適切に排出されたごみ等の保管やごみ展開作業に使用することを目的といたしまして、南箕輪村役場南側の駐車場に新たに設置したごみ回収作業用倉庫であります。こちらは9月末に竣工し、小型家電や乾電池等の一括収集までの保管、抽出ごみ組成調査の際の

展開作業にも活用しているところでございます。

合葬式墓地については、10月末に設計業務が完了いたしましたので、建設工事に移行してまいります。本事業は住民の皆様のご関心がとりわけ高いことから、今年度中に募集要項案や使用開始までのスケジュールを公表してまいります。

自治会、地域づくり関係について申し上げます。

課題として取り上げておりました他団体からの集金業務について、持続可能な自治会検討委員会、区長会で協議を重ねていただき、現在、各団体に見直しを御検討いただいているところでございます。結果がまとまり次第、区長会そして自治会、議会の皆様への説明を進めてまいります。

10月25日にバレーボールSVリーグのシーズンが開幕をいたしました。VC長野トライデントの現在の成績は12試合中3勝9敗、順位は7位となっています。開幕2連勝するなど、昨シーズンよりも活躍が期待できる状況でございます。ぜひ多くの村民の皆様のご熱い応援をお願い申し上げます。

花いっぱい運動では、11月に屋内運動場・駐車場の花壇へ、北部保育園の園児と上伊那農業高等学校の生徒の皆さんにチューリップの球根を植えていただきました。春には、大芝高原を訪れる多くの方々の目を楽しませてくれるものと存じます。

11月7日、8日の2日間には、県の地域発元気づくり支援金を活用した「みなみみのわ森の音楽祭」を開催いたしました。今年は初めて中学生を対象に、中学校の音楽室でのコンサートも実施をいたしました。クラシックの生演奏に触れる機会が少ない子供たちではありますが、目の前で体験する迫力に大変感動した様子でありました。

移住定住対策事業では、11月初旬に大阪市において上伊那8市町村合同の移住相談会を開催し、15組の方にお越しをいただきました。今後も、上伊那一体となって取り組んでまいります。

村づくり委員会では、1年以上にわたって御検討いただきました第6次総合計画について、10月に答申をいただきました。本議会において、議員の皆様のご御審議をよろしくお願いいたします。

行政評価委員会からは、11月に令和6年度の20の事務事業について具申をいただきました。今後の事務事業の改善にしっかりと生かしてまいります。

多文化共生事業では、10月から12月にかけて、辰野町・箕輪町と共同で災害時外国人支援サポーター養成講座を開催しております。入門編・実践編を通じ、災害時に孤立しがちな外国人住民の支援、また、言語や文化の違いを超えた協力の在り方について学んでいるところであります。

公共交通対策事業では、4月からのバスのルート変更に向け、現在、公共交通協議会で最終的な詳細の検討を進めているところでございます。決定次第、議会や村民の皆様、また、高校生の皆様にも丁寧に説明をしてまいります。

福祉関係について申し上げます。

燃料高騰対策給付金につきましては、これまで冬期間の経済的負担を軽減するため福祉灯油券の交付事業を実施してまいりましたが、本年度は国の物価高騰対応重点支援給付金を活用し、1世帯当たり1万円の現金給付といたしました。また、これまで対象を住民税非課税の高齢者世帯や重度障がい者等のいる世帯に限定をしておりましたが、本年度は住民税非課

税世帯全世帯へと対象を拡大し、プッシュ型による11月末に給付を行ったところであります。

また、地域で多様な活動をされている団体の皆様が出席やブースを出展し交流を深めるイベント、地域支え合いフォーラム「Youはここで何したい？」を昨日11月30日にこども館で開催いたしました。高齢者から子供向けまで17の団体が参加し、一般来場者との交流や団体同士のつながりが活発に生まれ、地域共生社会の実現に向けた貴重な場となりました。別の視点ではありますが、昨日のようにこども館がオープンな形で利用されるよう、今後も取り組んでまいります。

産業関係について申し上げます。

8月には、農業委員と最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施いたしました。昨年度は81筆、6万4,913平米であった遊休農地であります。今年度、令和7年度は90筆、7万6,778平米となり、筆数・面積ともに10%ほど増加となっています。

遊休農地については、対象者が村内に居住している場合は農業委員が直接訪問し、相談に丁寧に応じることで、増加抑制に努めています。営農センターの遊休農地解消補助金の周知も強化し、農業委員会と連携しながら、引き続き対策を進めてまいります。

また、農業委員につきましては、来年7月に改選を迎えます。11月の区長会で改選の概要を御説明し、1月から公募委員の募集を開始する予定であります。今回、中立的な判断を行う中立委員が本来の役割を果たせるよう、中込地区を除く11地区に各1名の農業委員を配置したいと考えています。これにより、農業委員を現在の11名から12名へ増員する条例改正を提案しておりますので、御審議をお願いいたします。

農作物の状況であります。今年度は台風等の影響がなく、昨年のようなカメムシ被害もほぼ見られず、順調に秋の収穫期を迎えることができました。稲作の作況反収指数は、9月25日現在では長野県が101、南信地域が103と見込まれております。品質につきましては、上伊那地域の11月15日現在の一等米比率が94.5%と、昨年の93.2%を上回る見通しでございます。

その中、風の村米だよりについては、今年度は作付面積が約75ヘクタールに拡大し、収量も初めて400トンを超える見込みでございます。令和6年度産米は全国的な米不足が大きな問題となりましたが、本村では収量増により、店頭精米用が昨年比128%、学校給食や味工房の販売、ふるさと納税など、地元向けが昨年比161%と、十分な量を確保できる見通しであります。

冒頭申し上げましたが、全国的に熊の被害が深刻化する中、本村では今年度の目撃件数は4回と、昨年に続き少ない状況であります。いずれも人家のない場所での確認であります。住宅地に出没する可能性も否定はできません。このため、熊のゾーニング管理実施計画の策定に向け、現在、県と調整を進めているところでございます。この計画が承認されれば、これまで県の許可が必要であった捕獲檻の設置や捕殺等が村長の許可で実施できるようになります。近日中に県の承認が得られる見込みでありますので、詳細につきましては、改めて御説明いたします。

観光・森林関係について申し上げます。

大芝高原の森林づくりににつきましては、昨年度策定いたしました大芝高原森林づくり実施計画に沿って取組を進めています。「森をつくる」では、整備計画やガイドラインに基づく各種の整備を進め、「森を使う」では、活用方針の具体化や木質化、木育の取組を実施しています。

大芝高原の施設全般につきましては、来年度の大芝の湯リニューアル工事の発注に向け、現在調整を進めています。併せて、防災用コンテナトイレの整備、防災倉庫の新設、アスレチック遊具の更新については、交付金を活用しながら実施しているところであります。

また、大芝高原のユニバーサルフィールド化に向けて研修会を実施したほか、専門的な知識を有する観光協会会員と連携して取組を進めているところであります。

次に、建設関係を申し上げます。

建設工事の進捗状況につきましては、村3か年実施計画及び地区計画事業に基づき、工事発注を鋭意進めています。継続事業である村道10号線の舗装修繕工事は完了し、村道1098号線の歩道設置工事は現在施工中であります。村道6号線の舗装修繕工事については契約済みであり、工事に向けた準備を進めています。

県の事業では、神子柴地区における大清水川と県道交差部の河川拡幅道路改良工事並びに国道361号南原の歩道設置工事は、共に順調に進んでいます。共に8月末には現地調査を行い、県議会議員も含め、県に対して早期完成の要望を行ったところであります。

上水道では、国庫補助事業を活用した重要基幹管路の耐震化工事を北原地区及び大芝公園内で実施しており、大芝地区の低水圧解消工事も発注したところであります。また、第2配水池の自家発電施設設置工事も進めています。

下水道では、住宅新築等に伴う公共ます設置工事のほか、ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプ場設備更新工事、管渠更生工事、下水道地震対策計画に基づくマンホール継手の耐震改修工事、さらに、浄化センターの耐震診断及び実施計画の策定業務などを進めているところであります。

これから降雪のシーズンを迎えます。例年どおり、主要幹線道路の除雪は村内の建設業者や水道業者により実施し、生活道路や歩道、地区間を結ぶ道路については、まっくん除雪隊を中心に住民の皆様の御協力をいただきながら、交通機能の確保に努めてまいります。地域の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

続いて、保育園の状況であります。

先日、来年度の入園希望調査を実施いたしました。現時点での入園希望者数は、令和8年度当初で627人、年度末には696人となる見込みで、例年並みの数字となっています。全体の園児数の増加は落ち着いてきたものの、未満児の入園希望が昨年より31人多い281人となっています。子育て世代の多い本村では、この傾向は今後もしばらく続くと見込まれています。保護者の皆様の多様なニーズに応えられるよう、体制を整えて対応してまいります。

教育関係でございます。

10月から尾形新教育長をお迎えし、新体制でスタートいたしました。学校運営、子供の居場所づくり、文化財など意欲的に取り組んでいただいております。今後も大いに期待をしています。

小中学校では、2学期も残り1か月弱となりました。社会見学、臨海学習、若竹祭、音楽会、修学旅行といった行事は順調に行われ、子供たちが明るい表情で学びに取り組めたことを大変うれしく思います。南部小学校では開校30周年記念式典が開催され、子供たちのすてきな笑顔が見られました。インフルエンザなど、感染症の状況は引き続き最大限の注意が必要な状況ではありますが、保護者の皆様の御協力をいただきつつ、小中学校と保育園が連携し、感染拡大を防ぎながら、子供たちの安全を第一に学びを進めてまいります。

施設整備であります。南箕輪中学校では、西校舎トイレ改修工事、体育館ガラス耐震改修工事が完了いたしました。南部小学校では、照明LED化工事は完了に向けて今、進めています。南箕輪小学校では南校舎改修工事の調査設計業務、南部小学校ではトイレ改修工事設計業務を発注し、来年度の工事着手に向けて準備を進めています。どの工事でも安全管理、調整を徹底し、進めてまいります。

学習用端末・タブレットにつきましては、国の交付金を活用し整備を進めており、今年度中に納品が予定されています。

社会教育・公民館関係では、昨年引き続き、まっくんスポーツフェスを開催いたしました。天候により屋内での開催となりましたが、約120名の皆さんにニュースポーツやスタンプラリーを楽しんでいただきました。

村民文化祭は11月1日、2日に開催し、文化団体によるステージ発表や作品展示を多くの方に御覧いただきました。2日には、令和3年度から編集を進め、9月末に完成をいたしました南箕輪村の150年のお披露目も行いました。編集に携わった皆様に感謝を申し上げますとともに、多くの皆様に手に取っていただきたいと思っております。

昨日11月30日には、上伊那郡横断駅伝競走大会に村として参加し、3位入賞となりました。

文化講演会については、令和8年2月15日に明治大学特任教授堤隆先生による神子柴遺跡、久保の上ノ平遺跡に関する講演会を、2月21日には、絵本作家長谷川義史さんの講演会を予定しています。

二十歳のつどいは来年1月3日に開催予定であり、準備を進めています。

社会教育の施設関係では、村民センター舞台照明LED化工事と非常用発電機更新工事の準備を進めています。

村民体育館の大規模改修工事は設計が完了しましたが、工事費増額のため補正予算をお願いしています。また、南箕輪小学校、南部小学校のグラウンド照明LED化工事は無事完了をいたしました。

図書館では、児童書コーナーのレイアウト変更やリサイクル本市の実施など、家庭での読書活動を後押しする取組を行っています。

子供の居場所づくりでは、こども館を11月からテストでオープンスペース化し、自由に使える時間帯を設定いたしました。村民センターでも12月から2階学習室をプログレス・ルームとして開放しています。今後も関係課と連携し、子供に関する行事をできる限りこども館で行えるよう工夫し、さらに利用しやすい、広く開放された施設となるよう検討を進めてまいります。

最後に、週末に実施されたふるさとCM大賞NAGANOの最終審査で、南箕輪中学校の生徒が中心となって制作し応募した映像作品が、見事、藤森賞を受賞されました。一昨年の県知事賞、昨年の教育委員会賞に続く入賞となりました。誠にありがとうございます。

本定例会に提出いたしました案件は、議案10件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（笹沼 美保） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る9月30日に、5番、加藤泰久議員から、一身上の都合により議員辞職願が提出されました。地方自治法第126条の規定により、10月23日にこれを許可しました。よって、会議規

則第96条第2項の規定により、ここに報告をいたします。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年8月分から令和7年9月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。本定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村消防団条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員の任命要件の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

本案は、地域防災の体制の強化と団員減少という課題解決を目的に、団員確保の定着を図るための条例改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページを御覧いただきたいと思います。

議案書2ページには新旧対照表がありますが、そちらを基に説明をさせていただきます。

従来、本村の消防団条例につきましては、村内に居住している方に限った形で任命をしてまいりました。今回の条例の一部改正では、新たに任命の幅を広げるということで、勤務する者、また、在学する者を加えていくものでございます。

第4条の関係、任命が記されておりますが、今、説明をしたのが1号となります。

続いて、2号のほうでは、表現等が今回の改正で変わりますので、それに準じたものに改めるものとなっております。

1ページにお戻りいただきますと、下段、附則となります。施行する日につきましては、公布の日から適用してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この条例は、村に居住する条件を外して多くの人に消防団員になっていただけるということで、前々から要望も高かったわけですが、良い改正だというふうに思います。

それで、現在どのくらいの方がこういう条件で消防団になっていただいているのかをちょ

っと教えていただきたいと思います。

それから、勤務しというところがあるんですけど、その場合の条件なんかはちょっとどんなふうにご考慮されるかをお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

宮下危機管理課長。

危機管理課長（宮下 裕司） それでは、2つの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、対象となる人数についてという、現在、消防団員は183名の方が消防団員に属していただいております、そのうち女性の方が35名ということで、10月1日時点の数字となります。

その中で、今回、勤務する者あるいは在学する者ということで、現在、信州大学農学部さんを中心に学生さんの団員でありながらということで、全体で言いますと、5名の方が所属をしております。

今後、この次の質問になりますが、勤務する者の方については企業さん、村内各地で多く企業が点在しておりますので、団員につきましては、今まで第1分団第何部とかいう各地区、北原地区には第5分団第1部ということで大泉・北原と合同でやっておりますが、11区のそれぞれの部に属していただきましたが、今後、機能別団員を視野に、そういった企業さんが独自でやれる機能を持たせるということも視野に入れながら、今後、消防団員の拡充に努めてまいりたいというそんな考えでおります。

以上となります。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第2号「児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、保育園等の虐待対応の強化に関する児童福祉法等の一部を改正する法律と、保育園等における低年齢児の健康診断に関する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴いまして、関係する条例を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案の3ページを御覧ください。

第1条関係でございますが、南箕輪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第13条は、保育園、放課後児童クラブ、乳児等通院支援事業所等の職員等が行った児童への虐待についての通告義務が創設されたことを加えるものでございます。

第18条の2は、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が保育園等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときには、保育園長がその結果を把握することで、保育園等での健康診断を行わないことができることを加えるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

第26条は、所管省庁等の改正に伴う改正でございます。

続いて、第2条関係でございますが、南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第15条第1項第4号、第25条、次の5ページの第44条は第1条関係と同様ですので、説明を省略いたします。

次に、6ページを御覧ください。

第51条第3項は、引用法令である子ども・子育て支援法の条項の改正に伴う改正でございます。

続いて、第3条関係でございますが、南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。こちらも第1条関係と同様ですので、説明を省略いたします。

2ページにお戻りいただきまして、附則を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

すみません。どうしてもこの条例等が説明が入りますと訳が分からないというか、分かりづらくなってしまうので、まず一つとして健康診断の部分なんですけど、これ、もうちょっと分かりやすく説明いただければと思うんですが。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 健康診断ですけれども、今、母子保健法で行っております。大体保育園に関係しますと、1歳6か月と3歳児の健診が該当になってくるものというふうに考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） その保護者の方等が健康診断を自分たちで受けたら、保育園では受けなくてもいいという解釈でよろしいでしょうか。

議長（笹沼 美保） 武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 今、保育園では、保育園で園医による健康診断を行っております。それを省略するという形です。

母子保健法のほうの1歳6か月、3歳児健診に関しては、保護者が連れてきてそういったものを受けさせるという形になっておりますので、その保育園の部分、園医で行っていた部分を省略するという形になります。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は農業委員を1人増員し、農業委員の定数を12人とすることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 正浩） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

本案は、来年の7月19日に任期満了となり改選となる農業委員について、定数を見直すため、改正をお願いするものであります。

新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第2条において、現在は委員の定数を11人と定めております。これは、農地や農業者が少ない中込地区を除く11地区でそれぞれ1人が担当を受け持つということで定めたところであり、その11人の中に農業者でない中立委員が1人含まれております。この中立委員は、平成28年の農業委員会法の改正により、農業委員の中に農業者以外の中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上配置するということが義務づけられたものであります。

しかし、実際は農地利用に関する相談対応や遊休農地解消等の現場活動に限界があり、中立委員の担当地区では、別の委員に業務負担が集中する状況が生じています。このため、中立委員1人は担当地区を持たず、村全体を中立的な立場で見えていただくこととし、担当地区を持つ農業委員を11人とし、合わせて農業委員の定数を1人増の12人とするため、改正をお願いするものであります。

1ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、子ども誰でも通園制度が新たに創設されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を規定するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） それでは、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の保育園等を利用していない子供を育てている家庭が就労条件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通院支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度が創設されたことに伴いまして、児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられている乳児等通園支援事業を本村で事業を実施する場合に認可を受けるために必要な基準について定めるため、条例を制定するものでございます。

なお、条例制定につきましては、国の定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に市町村が定めることとされていますが、国の示す基準と異なる内容を定める特別な事情がないため、本条例は国の定めた基準と同様といたします。説明につきましても、要約して説明いたします。

それでは、議案の1ページを御覧ください。

第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義を定めるものでございます。第3条から2ページの第5条までは最低基準を、第6条では一般原則、第7条から3ページの第9条までは、災害対応及び安全計画の策定等を定めるものでございます。

第10条から4ページの第14条までは、虐待等の禁止等を含む職員に関する事項を、第15条は衛生管理、第16条では食事に関する事項を、第17条から5ページの第20条までは、運営に関する規定を定めるものです。

第21条では乳幼児等通院支援事業の事業区分について定め、その形態につきまして、第22条から9ページの第25条までは、保育園等の定員とは別に定員を設定する一般型に関する事項を、第26条、第27条では、保育園等の空き定員を活用して実施する余裕活用型に関する事項を定めるものでございます。

続いて10ページ、附則を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

一般質問でもちょっとお聞きしたわけでありましてけれども、うちの村ではほとんど待機児もなく、こども誰でも通園制度が一応国のほうで決められたということでありましてけれども、一時預かりとの整合性というか、そこら辺も質問をしてあります。

うちの村でも今はいっぱい、かなりいっぱいな状況の中で、これを利用する方が予想できるかどうかということと、それから、受入れ体制が十分に整えられているかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 三澤議員の質問にお答えいたします。

今の現状ですけれども、一時預かりを御利用されている方が2名いらっしゃいまして、今現在までで3回の御利用をいただいています。

さらに、保育園、すくすくはうすの両方利用をされているんですけども、おやこひとやすみ事業、今年4月から育休退園に伴っての新しい制度なんですけれども、そちらに関しては登録が12名おりまして、延べで114回の御利用をいただいているところです。

実質、利用される皆様にとっては、お子様を一時的にお預かりするということでは、特に誰でも通園制度ですとか、おやこのひとやすみですとか一時預かりといったこと、御自分でお選びするということはなかなかちょっと難しいかなというところがございますので、こちらのほうとしましては、一時預かりというふうにひとくりにさせていただいて、その中で、どの事業としてこっちのほうで適用していくのかという形で細分化していこうかなというふうには考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

村内の保育園全部が対象で、来年の4月1日から対応できるという解釈でよろしいでしょうか。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

武井こども課長。

こども課長（武井 香織） 西森議員の御質問にお答えいたします。

先ほど条例の制定の中で、こども誰でも通園は2種類の方法でというふうにご説明を申し上げました。その中で余裕活用型、こちらのほうを村が利用していく形になるのかなというふうにご説明をしております。

定員ですね、保育園のほうの定員の余裕があるところに関してそういったことを利用していくという形になりますので、まだ全体、一応対象は全部の園を予定をしております。さらにすくすくはうすも視野には入れておりますけれども、今現在、村長挨拶の中でもありましたが、来年度のクラスの体制、どのくらいの数になるのかというような形をこれから決めていくところになりますので、その中で、どの園でというふうな形は決めていく必要がある

のかなというふうに考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第5号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では村税の個人村民税と固定資産税の増額、ふるさと納税の本年度実績見込みによる減額、歳出では財政調整基金の積立て、大芝関連施設の指定管理委託料の増額、ふるさと納税委託料の減額などが主なものとなっています。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,587万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億7,489万5,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

予算書10ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。金額が大きなもののみ御説明申し上げますので、御了承ください。

2款総務費、1目一般管理費、0201一般管理事務、12節委託料です。弁護士対応案件の増に伴い、不足が見込まれる額を補正するものです。

3目財政管理費、0229ふるさと納税事業です。寄附額の減に伴い、返礼品等を含む委託料を減額するものです。

5目財産管理費、0221財産管理事務につきましては、全てスクールバスの購入に係る費用です。来年度から南部小学校区における中学生の増加への対応に加え、11月から翌年2月にかけて北原区での運行を予定していることから、新たに1台の車両が必要となります。マイクロバスの納車には発注からおおむね10か月を要するため、本年度経費を計上するものです。納車予定は令和8年10月を予定しているため、繰越明許とさせていただいております。

9目基金費、0235財政調整基金積立金です。前年度繰越金の半分となるよう、積み増すものでございます。

12目地域づくり推進事業費、0244移住・定住対策事務、18節補助金で、移住支援金交付事業補助金ですが、新規で1世帯が要件に該当し、交付するものです。

22節償還金、利子割引料は、移住支援金の交付世帯が要件から外れたことにより返還対象となり、県へ返還するものです。

13目企画費は、多文化共生事業に係る助成金の交付決定を受け、一般財源から財源組替えをするものです。

11ページにお進みください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、0301社会福祉総務事務の修繕料は、松寿荘の雨漏りの修繕料です。扶助費は高齢者等特殊車両助成金で、透析患者の方の特殊車両の利用回数増に伴い、不足が見込まれる額を計上するものです。

0306障がい者福祉事業の扶助費は、この事業に新たに追加された購入品目である発電機、蓄電池の給付金3人分を見込み、計上しております。償還金、利子割引料は過年度精算分です。

0360未熟児療育医療費給付事業の負担金は、対象者の増により不足が見込まれる額を計上するものです。償還金、利子割引料は、令和6年度国庫補助金の精算による返還金です。

0361臨時福祉給付金事業は、不足額給付に係る通信運搬費です。見込みより対象者が多く、郵送料の不足分を計上するものです。

3目高齢者福祉費、0329高齢者医療事務の負担金は、令和6年度の療養給付費の精算に係る負担金です。補助金は、人間ドック受診者の増に伴い、不足が見込まれる額を計上するものです。

12ページへお進みください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、0336妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業の償還金、利子割引料は、令和6年度の出産・子育て応援交付金の精算による償還金です。

2目児童措置費、0340保育園運営事業の修繕料は、調理器具、テラス、給食室の修繕に伴う費用です。賄い材料費は、未満児に提供している米飯が11月から大幅に値上がりし、不足が見込まれる額を計上するものです。

0346すくすくはうす運営事業は、加湿器の修繕料です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費、0401予防事業の予防接種委託料は、带状疱疹ワクチンが当初の見込みより多く、90人分を増額計上するものです。償還金は、過年度分の風疹、新型コロナに係る精算金です。

0403健康増進事業の印刷製本費は、システム標準化に伴い、封筒を新たに作成する経費を計上しています。

13ページへお進みください。

補助金は、がん患者へのアピアランスケア助成事業の対象者増に伴い、不足が見込まれます額を計上するものです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、0605農業振興事業の補助金は地産地消事業補助金で、学校給食で提供しています風の村米だより金芽米が10月から値上がりし、J A上伊那で提供する通常米と金芽米との差額を助成するものです。

8款土木費、4項都市計画費、2目公園費、0850大芝公園管理総務事務の委託料は、大芝関連施設等指定管理委託料について、燃料等の物価高騰分を増額計上するものです。

9款消防費、1項消防費、5目防災対策費、0930防災対策事業の通信運搬費は、衛星通信料の料金改定が10月に行われ、不足する額を計上するものです。

14ページへお進みください。

10款教育費、2項小学校費、3目学校給食費の1013事業と1019事業の補助金は、学校給食で提供するJ A上伊那の通常米の米価が11月から値上がりしましたが、保護者負担を求めず、

値上がり分を補助するものです。

1019南部小学校給食事業の備品購入費は、ガス回転釜の劣化により、釜の更新に伴う経費を計上しています。

7項保健体育費、2目体育施設費、1062体育施設整備事業は、村民体育館が大規模改修工事をするに当たり実施設計を行った結果、不足する額を増額するものです。主には、電気設備工事の非常用発電機に係る経費の増でございます。

14款予備費、1項1目予備費、歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

8ページにお戻りをいただきたいと思えます。

2、歳入をお願いいたします。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税ですが、主に給与所得者及び給与所得額の増に伴い、本年度の村民税が増額となる見込みですので、増額補正いたします。

2項固定資産税、1目固定資産税は、当初の見込みより償却資産と大規模な工場増築により増額となる見込みでございます。

14款分担金及び負担金、2項負担金、3目民生費負担金、2節児童福祉費負担金は未熟児養育医療負担金で、未熟児養育医療費の増に伴い、自己負担分に該当する額が福祉医療から支給されるものです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、4節障がい者福祉費補助金で、地域生活支援事業等補助金は障がい者総合支援事業のシステム改修費の2分の1に当たる額の交付決定により補正するものです。

17款県支出金、2項県補助金、2目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の移住支援金交付事業補助金は、新たに交付する1世帯分の4分の3の額でございます。

4目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、がん患者へのアピアランスケア助成事業の2分の1の額を計上しています。

10目教育費県補助金、3節社会教育費補助金の地域クラブ活動体制整備補助金は、中学校休日地域クラブ整備への補助金です。

9ページへお進みください。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金です。ふるさと納税寄附金について、年度の途中から梨の寄附を停止した影響による減額を見込んでいます。

22款諸収入、5項雑入、1目雑入、4節雑入の助成金は、後期高齢者医療の人間ドックと多文化共生事業に係る助成金です。

6節清算金及び返還金ですが、病児・病後児保育に係る返還金と移住支援金交付事業補助金の非該当となった方からの返還分を計上するものです。

以上が歳入の説明となります。

予算書4ページにお戻りいただきたいと思えます。

2表、繰越明許費補正でございます。

2件の追加で、2款総務費、1項総務管理費のスクールバス購入と、4款衛生費、2項環境衛生費の合葬式墓地工事は、年度内に事業完了ができない見込みであることから、繰越しをお願いするものです。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正になります。村民体育館の大規模改修工事費の増額分を、それぞれ対象

となります起債について増額変更しております。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

最初に9ページのふるさと納税の寄附金の問題です。10ページのほうにも最初のほうで出ておりますが、そもそもふるさと納税は今まで順調に伸びてきたという説明を受けて、私たちは来ています。

返礼品については果物だという内容だけで、あとどんなものかというのは具体的にはあんまりお聞きしないで、伸びているのでいいなという感覚でいたんですけども、それが全体の6割を占めていたということの中で、今回、返礼ができなくなった果物の生産については、もともと返礼品というのは自分のところでできるものという感覚でいたんですけども、今回の返礼品については、うちの村の中でほとんどつくっているところが見当たらない中で、伊那市、箕輪町を入れても対応できるかどうかということで、今回こういう事態になったことにおいて、村の責任というか、なぜこういうことになってしまったのかということと、ちょっと村の責任として、どこでそういう、要するに何年も続いてきたわけですけども、この果物の返礼品という中で今度対象になったものですけども、これが何年も続いてきている中でおかしいという感覚がなかったのかとか、要するに確認ですね。これだけ増えてきているけれども、ちゃんとこの物で返礼品として対応できているのかという確認をその都度する必要があったんじゃないかということと、こういう事態を招いたということの村の責任はどこにあるのかということを確認をしたいと思います。

それと、次に大芝の指定管理料なんですけれども、今の時期に5,000万円、物価高騰ということで追加するわけですけども、もともともう物価高騰というのはこの間長く続いておりまして、前から私も言っているんですけども、当初からやはりきちんと手当していくべきものではないかと思うんですけども、今後もこういう状態が続くというふうに考えられるので、大芝の指定管理料について、どのような考えを持っているかをお聞きしたいと思います。

それと、14ページにあります給食費、学校給食や保育園の給食の物価高騰分の追加ももちろん当然のことだというふうには思うんですけども、今は全国的に給食費の無償化というのが言われておりまして、うちの村では今まで交付金で何回か対応した部分はありますけれども、給食費の無償化についての今後の動向が分かったら教えていただきたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） いただいた3点について回答させていただきます。

まず、ふるさと納税の件であります。村の責任、あると思っておりますが、今、総務省等にも報告をして、今後どうなるかというところを協議を重ねておりますので、そういった今後の方向性が見えてから責任については説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、大芝の指定管理料であります。指定管理契約上、今は7,000万円になっておりま

す。一般常識的に考えて、急に物価が下がるとか原油価格が下がるというのは考えられないとは思いますが、もしそうなった場合に、多額に最初に払ってしまうと今度は返還というふうになってしまいますので、今は契約上7,000万円になっていますので、7,000万円で当初は予算化させていただいております。

ただ、今回指定管理、今回は議案第10号でも挙げておりますが、令和8年度から指定管理が再契約となりますので、その際の契約金額については、現在の状況を見据えて、金額は精査をしてみたいと思っております。

最後の給食費の無償化であります。国のほうでは今、令和8年度から小学校の給食費を無償化するという話が進んでおりますが、実際どのくらい自治体のほうで負担を求めるといいうのもまだ情報が来ておりません。この前の首長会の中でそういった話が少しあったというところで、これからそういった話合いが本格化すると思います。そういったところ、議員の皆様にも適宜説明をしてみたいと思います。

もし、国全体で小学校を無償化するのであれば、南箕輪村としてはそれに従っていかなければならないと思っておりますし、中学校について、これをどうするかというのを合わせた議論となっておりますので、それも含めて検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

10ページに、このたび、南部小学校へ通う中学生の方や北原の子どもさんが通うためのということで、スクールバス購入費が計上されています。そのことはいいんですけども、スクールバスを運転する運転手さん、ドライバーさんは大型免許を持っている方で、たしか70歳以下の方ということでお願いをしているということなんです。その運転手さんのめどは特についているのかどうか。運転手のための予算というか、そういうことは特に見受けられませんので、この辺のところは大丈夫なのか。関連というような感じでありますけれども、質問いたします。よろしくどうぞ。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

スクールバスの関係ですけれども、来年度から使用のスクールバスということで、今回予算計上させていただいております。

運転手につきましても、募集いたしまして対応していくと。来年度からということで、来年度の予算には1名増の人員費を計上させていただきますので、よろしく願いします。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

ただいまから10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時11分

再開 午前 10時20分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護予防サービス費と第1号被保険者保険料還付金に不足が生じるため、予備費からの組替えにより、必要な予算を確保するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

予算書の最後のページ、4ページを御覧ください。

歳出を説明いたします。

2款保険給付費、2項1目介護予防サービス等諸費でございますが、介護予防サービスの利用の増加により、増額をお願いするものでございます。

続きまして、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金、利子及び割引料でございますが、内容は、過年度の所得更正等により生じた過誤納の保険料を還付するものでございます。

続いて、9款1項1目予備費でございますが、補正額270万円を予備費からの組替えにより確保いたします。よって、歳入の変更はございません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第7号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では普通交付金の増額、歳出では療養給付費の増額が主なものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,965万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,909万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第7号について、細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項7目システム開発費等補助金は、制度関係業務準備事業費補助金が交付決定されましたので、増額するものです。

続いて、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、この後、歳出でも説明いたしますが、療養給付費の増加に伴い、普通交付金を増額するものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、歳入にありました補助金の交付決定に伴い、一般財源から組み替えるものです。

続いて、2款保険給付費、1項1目1504一般被保険者療養給付事業は、療養給付費の不足が見込まれるため、増額するものです。同じ額が、先ほど歳入で説明がございました普通交付金として入ってまいります。

続いて、9款1項3目1564保険給付費等交付金償還事務は、令和6年度の保険給付費等交付金が確定し、返還するため増額するものでございます。

続いて、10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、減額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料収入の増額、歳出では広域連合への納付金を増額するものです。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ841万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第8号について、細部説明を申し上げます。

歳入から説明いたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、県広域連合の当初見込みとの差がございまして、1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料共に増額となります。

次に、7ページの歳出でございます。

2款1項1目1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の増額に伴い、広域連合への納付金が増額となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度からの第6次総合計画を策定するため、提案するものであります。

よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第10号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村公の施設の指定管理者の指定期間満了に伴い、指定管理者の指定について提案するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第10号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村公の施設の指定管理者の指定期間が、全ての施設について令和8年3月31日に満了します。

今回の指定の改正点といたしまして、指定期間10年の地区公園を除く各施設は4年という指定期間でしたが、長野県ガイドラインや上伊那他市町村の指定管理期間の状況を鑑み、4年を5年とし、更新のサイクルが地区公園10年と合うように変更いたしました。また、新規指定は1施設でございます。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに、1の福祉等関連施設の指定管理者の指定でございます。

（1）指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、南箕輪村デイサービスセンター松寿荘、南箕輪村2380番地1212ほか、表に記載する計9施設でございます。

(2) の指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会。

(3) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。続きまして、2ページの2、大芝公園等関連施設の指定管理者の指定でございます。

(1) の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置は、南箕輪村ふれあい交流センター大芝の湯、南箕輪村2358番地5、以下の全20施設でございます。

(2) 指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人南箕輪村開発公社。

(3) の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。新規施設として、6番目の南箕輪村防災研修センター森の学び舎を指定しています。

研修センターは、かつて開発公社に指定管理を委託していた経過がございますが、防災研修センターとして建て替えた当時は、公社がコロナの影響により発展途上であったため、観光森林課が管理を行ってまいりました。このたび、公社の再建が進み、指定管理が可能な体制が整ったことから、開発公社に指定管理委託することといたしました。

続きまして、3ページにお進みいただき、3、南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定でございます。

(1) の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置で、名称は、南箕輪村村民体育館でございます。位置は、南箕輪村4802番地1。

(2) 指定管理者となる団体の名称は、NPO法人南箕輪わくわくクラブ。

(3) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。4、南箕輪村村営南原運動場の指定でございます。

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置です。名称は、南箕輪村村営南原運動場、位置は南箕輪村9654番地8。

(2) 指定管理者となる団体の名称は南原区でございます。

(3) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。南原運動場は、過去に南箕輪村開発公社で管理していた経過から、これまで4年更新でありましたが、令和4年更新時から南原区で管理となったため、今回、地区公園同様の10年更新といたしました。

4ページにお進みいただき、5、公園の指定管理者の指定でございます。

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者の名称及び位置でございます。久保公園は指定管理者が久保区、以下、位置は記載のとおりでございます。

北殿駅前公園は北殿区、南殿親水公園は南殿区、田畑児童公園と田畑交通公園は田畑区、神子柴公園は神子柴区、南原公園は南原区、大泉公園は大泉区でございます。

(2) 指定の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

まず、新しく指定管理がされるんですけども、それまでの指定管理の状況だったりとか、管理がちゃんと行き届いていたのかという評価というのはされているのかということをお聞きしたいです。

村民の方からさんざん言われている一つとして、やはりマレットゴルフ場の管理が行き届いていないというお声をどうしてもお受けすることが非常に多いので、その辺で評価というか、どのように見ているのかというのをちょっとお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 西森議員の御質問にお答えいたします。

評価のポイントといたしましては、経営状況がどうかとか、あとは全体的な運営などとなりますので、問題が出た都度対応していつているという形になります。

あと審議委員会を、これに関しまして2回開催しています。庁内選定委員会を2回、その後、公の施設の指定管理者選定審議会を2回開催しておりまして、その中で御意見をいただきながら、特に問題なしということで進めております。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

日程第6、発議第1号「南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤澄子です。

南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会の設置に関する決議についての趣旨説明をいたします。読み上げて説明といたします。

次のとおり、南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会を設置する。

1、名称。

南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第109条及び南箕輪村議会委員会条例第4条による。

付議事件。

南箕輪村第6次総合計画に関する調査。

目的。

南箕輪村の村づくりの指針となる第6次南箕輪村総合計画の策定に当たり、村の将来を見据え、住民の立場に立った計画になっているか検証するため、南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会を設置するものです。

以上、提案説明といたします。

議長（笹沼 美保） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、南箕輪村議会委員会条例第5条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会の委員については、議長を除く全議員を選任することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定について」は、ただいま設置されました特別委員会に付託して調査することにしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定について」は、特別委員会に付託して調査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時40分

議 事 日 程 (第2号)

令和7年12月16日(火曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

4番 三 澤 澄 子

8番 太 田 篤 己

7番 百 瀬 輝 和

1番 西 森 一 博

9番 唐 澤 由 江

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	武	井	厚			
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	藤	澤	勇		
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤	篤							

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和7年12月16日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子でございます。あらかじめ通告いたしました3項目について質問をいたします。よろしくお聞きいたします。

1として、聴覚障がいに対する取組について質問をいたします。

聞こえない、聞こえにくい人の国際総合大会デフリンピック東京大会が11月15日に開幕し、26日までの日程で開催されました。日本で初の大会には、81の国・地域と難民チームを加えた史上最多の約3,000人が参加。日本は約270人が出場しました。大会の開催は、世界の選手の活躍や交流とともに言語やコミュニケーションの障壁をなくし、共生社会を築くための大きな一歩だと言われております。

大会に欠かせないのは手話です。約100人の国際手話通訳者を含む240人が支えています。応援スタイルは、サインエールという視覚に訴える応援の形です。社会はまだ聞こえることが前提でつくられています。聞こえない、聞こえにくい人の人権が尊重され、聞こえない、聞こえにくい人と聞こえる人が共に生きる社会のために、この大会が大きな一歩となりました。

また、11月16日の社会福祉大会ではサインヴォーカリスト水戸まなみさんの講演があり、「理解と思いやりが心の輪を広げる、手話歌で他人事ではない自分や家族のために」を学びました。

そこで、南箕輪村が共生社会のモデルになればと思い、質問をいたします。

1として、村での聴覚が弱い人の把握についてお聞きします。

乳幼児の健診から小学校での聴覚検査の取組と、その状況はどうかを聞きます。

また、成人から高齢者の難聴は把握は難しいと思いますが、障害者総合支援法の適用等で把握できるのかどうか、本村の状況はどうかをお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の御質問にお答えをいたします。

聴覚障がいに対する取組について御質問をいただいております。幾つか御質問をいただいておりますので、まずは、年齢別の把握状況についてからお答えをいたします。

最初に、乳幼児期についてであります。

村では2か月の時点で実施する産前学級において、全ての妊婦に対し新生児聴覚検査の説明を行い、検査の実施を促すとともに、上限5,000円の検査費用補助券をお渡しをしています。出生後は原則として、出生届出時に医療機関等で実施された検査結果を確認をしています。入院が継続しているなど届出時に確認ができない場合には、後日、電話等により確認を行っています。また、赤ちゃん訪問の際にも改めて確認をしています。

3歳児健診では耳元での指擦り検査を実施し、反応が見られなかった場合には要精密検査とし、医療機関への紹介を行っています。精密検査の結果につきましては、受診した医療機関からの返書により確認をしています。

さらに、乳幼児健診のお尋ね表には、耳や目のことで心配がありますかという項目を設け、3か月、7か月、10か月、1歳、1歳6か月、2歳、3歳の各健診時に確認し、回答内容に応じたフォローを行っています。

次に、小中学校における聴力検査についてでございます。

南箕輪小学校では、1年生、2年生、3年生、5年生、南部小学校では、1年生、3年生、5年生で実施しており、南箕輪中学校では、1年生と3年生で実施しています。現在の状況といたしましては、小学校で補聴器を使用している児童が1名、聞き取りにくさのある児童が2名となっています。

中学校では、補聴器を使用している生徒が1名、聞き取りにくさのある生徒が9名となっています。

最後に、成人及び高齢者の難聴の状況についてであります。

聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持している方は、村では現在40名で、その内訳は、18歳未満が1名、18歳以上65歳未満が7名、65歳以上が32名となっております。議員からも発言がございましたが、身体障害者手帳を所持していない難聴者の正確な数については、村では把握していません。

概して、難聴のある方は国民全体のおよそ1割とされており、70歳以上では男性で5人に1人、女性では10人に1人に上ると言われています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 聴覚障がい者の把握についてお聞きしたところであります。

小学生、中学生でもこれだけの子供たちが聴覚が弱い方であるということで、数をきちんと把握されてきちんと支援はされているというふうに思いますけれども、2としてお聞きしていきます。

聴覚障がいの種類は原因部位によって3つに大きく分けられ、さらに、発症時期や聞こえの程度などによって分類されています。そのため、それぞれの段階での適切な支援が必要だと言われています。特に就学児の難聴は、早期発見、早期治療が子供の発達にとって重要になります。

村での取組は今、報告はされましたけれども、それぞれの対応については、医療機関へつなげて適切にやっているというふうに思いますけれども、その辺のところをもう一度お願い

したいと思います。

また、18歳以上の成人の難聴でありますけれども、今で1例お聞きしたように、難聴については把握しにくいという実態があります。そこで、村で取り組んでいる状況について、難聴の方への支援の体制を充実してほしいという観点で、幾つか質問をいたします。

南箕輪村では、身体障害者手帳交付対象外の軽度の難聴者に補聴器購入費助成事業を導入し、高齢者福祉の増進を図るとしています。長野県では、31市町村が取り組んでいると言われております。また、村では65歳以上の高齢者が対象になっていますが、郡内では18歳以上を対象年齢としているところもあります。村でも成人を対象としていく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、補聴器は定期的な調整が必要で、一定年数経過すると買替えが必要になる場合もあります。再申請の要綱も必要ではないかと思われまます。伊那市は、5年経過したら再申請できるというふうになっております。

また、補助額も2万円からずっと変わらないわけでありましてけれども、障がい者支援法での助成、これは4万円から7万円ぐらいになるわけでありましてけれども、引上げが求められています。村としてのお考えをお願いいたします。また、難聴者への福祉の向上を求めるものです。

次に、役場窓口での軟骨伝導イヤホン設置についてお聞きします。ちょっとこの通告のほうでは骨伝導と書いてありますけど、ここはちょっと軟骨の軟をちょっと入れていただきたいと思ひます。

聞こえにくい方の窓口対応は、多くは文字での会話になっているのかなと思ひます。難聴の人への軟骨伝導補聴器が、加齢による難聴の高齢者の窓口の会話を助ける手段として、自治体や金融機関などで導入が進んでいます。メリットは、耳にフィットしてプライバシー保護、小さな声でも個人情報保てるということで、県内では佐久市、中野市、坂城町、辰野町などに設置されています。安心して相談できる取組として、村での導入を求めるものであります。お願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） それぞれの発達段階や状況に応じた適切な支援について、これから順にお答えをいたします。

まずは、小学生における早期発見・早期治療についてです。

小学生につきましては、先ほど申し上げました学校健診の結果に基づき、聞こえに課題が認められる場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨しております。また、学校現場においては、座席配置への配慮や聞き取りやすい話し方を心がけるなど、日常的な学習環境の調整も行っています。こうした対応により、早期発見・早期治療・早期対応につなげる体制を整えております。

次に、補聴器購入補助制度の年齢要件の拡充、再申請期間、補助額の引上げについては、まとめて2問目として回答させていただきます。

聴覚障がいは日常生活のみならず、学習修了、対人関係、さらには、災害時の情報取得などにおいても不利な状況を生じやすく、補聴器はそれを補う有効な手段の一つであります。一方で、補聴器は高額であり、補助制度がなければ本人負担が大きくなることも事実でござ

います。

現在、聴覚障がいにより身体障害者手帳を取得している方については、補装具として補聴器購入費が支給されております。また、軽度・中等度難聴で身体障害者手帳の取得に至らない場合は18歳未満の方を対象とした購入費補助制度がありますが、18歳以上65歳未満の方については、現状、本村では補助制度が設けられていない状況です。

一方、近年では、18歳以上で身体障害者手帳を所持していない方を対象とした補聴器購入補助制度を設ける自治体が議員御紹介のとおり増えておりまして、例えば、購入費の3分の1、上限3万円程度、5年経過後の再申請を可能とする制度として運営されている例も見受けられます。

さらに詳しく調べますと、所得要件を設けている自治体もあれば、高齢者向けに補助割合を手厚くしている自治体もございます。

議員御指摘の伊那市では、申請者の9割以上が65歳以上であること、また、駒ヶ根市では高齢者向け制度として開始していることなどを踏まえますと、本村においても、既に実施している高齢者向け補聴器補助制度の拡充として整理をするのか、あるいは、年齢要件や所得要件をどのように設定するかなど、検討が必要であると考えています。

社会参加支援の観点から、補助制度の拡充の必要性は認識をしておりますので、今後、補助額、所得要件、機器更新に伴う再申請の可否などについて、他自治体の事例を参考に具体的に進めてまいります。

最後に、3問目の役場窓口への軟骨伝導イヤホンの設置についてであります。

こちらについても、前向きに検討しております。実際、難聴のある方や上伊那聴覚障害者協会、また、既に窓口を設置をしている自治体に御意見を伺いながら、実用性や使用感を調査した上で導入の可否を判断してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 村で行っている補聴器の補助制度、ただいま申し上げましたように、いろいろな改善が必要かと思えます。積極的に改善を検討するという事で、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、補聴器の窓口設置につきましては、今ちょっとなかなかうちの村の相談体制と申しますか、下の1階の青い小さな部屋の中に入っての相談ということに多分なると思うんですけども、なかなか外観から見た目も、中に入っての相談も安心してできる体制なのかなということで、常々ちょっと心配しているわけでありまして。ぜひ一人一人が安心して相談できる体制をしっかりと確立していただきたいということで、3のほうに移っていきたく思います。

デフリンピックでも手話通訳者の存在が報道されています。福祉大会でも手話通訳されておりました。こうしたイベントや大会に必要な手話通訳者の村人数はどのくらいかをお聞きします。また、人材育成の支援と活動時の処遇の規定はあるかをお聞きします。

国では2025年6月、今年です。ろう者の権利向上を定めた手話施策推進法が全会一致で成立しております。手話は手話を使う人にとって日常生活を営む言語であり、手話文化の保存・継承・発展などを基本理念としています。村としての支援施策を求めるものであります。お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 手話通訳者の実態について、村の手話通訳者の数、人材の育成、そして、処遇についての御質問でございます。

まずは、手話通訳者の数について申し上げます。

本村では、長野県の登録者名簿に登録された方々に、必要に応じて業務をお願いしております。名簿に登録されておられるのは、厚生労働大臣公認の資格を有する手話通訳士、そして、全国手話通訳者統一試験に合格された手話通訳者であります。伊那圏域全体では手話通訳士が2名、手話通訳者が12名となっており、このうち、本村在住の方は手話通訳士が1名でございます。

実際に通訳をお願いする際には、この名簿登録者の中から派遣を依頼し、必要に応じて近隣圏域からも協力をいただいております。また、聴覚に障がいのある方が他圏域での手話通訳を希望される場合には、該当圏域の登録者に依頼を行っております。

次に、人材育成についてでございます。

手話通訳者等の養成事業は、上伊那圏域において、伊那市社会福祉協議会に委託して実施しております。令和6年度は手話通訳、翻訳、要約筆記の体験講座に、この上伊那館内で全体で33名の方が受講されたところでございます。

最後に、処遇について申し上げます。

手話通訳者への謝金は、派遣時間1時間当たり2,000円、移動時間1時間当たり1,000円、また、ガソリン代は1キロメートル当たり37円、公共交通機関を使用された場合には、実費をお支払いをしております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4番（三澤 澄子） 上伊那圏域での対応ということで、今も言いましたように、国で定めた手話施策推進法があります。これに基づいて、村でもより多くの人が安心して手話通訳を使ったり、いろんなところで手話通訳が展開されるような施策を具体的に展開していただければというふうに思います。

4であります。

11月18日に発生した大分県佐賀関大規模火災や青森県・岩手県の巨大地震など、自然災害、大規模火災、大規模災害が続いております。災害時の情報弱者への支援が求められています。村での体制はどうなっているのでしょうか。避難所等へつなげる手話通訳者の配置等、ガイドラインはあるかどうかお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 災害時の支援体制や手話通訳者の配置に関するガイドラインについての御質問でございます。

まず、現状であります。本村では、災害時における手話通訳者の具体的な配置方法などを定めたガイドラインは、現時点では作成していません。今年度は、上伊那聴覚障害者協会及び一般社団法人全国手話通訳問題研究会長野支部、上伊那地区が主催する行政懇談会、伊那手話サークル福祉懇談会に参加をさせていただきました。

その場には、聴覚障がい者グループホームもみじの家の関係者の方も同席をされておられまして、世話人もいない日があり、施設全体で聞こえる人が誰もいない日がある。そうになると、防災無線が聞こえず不安である。地域との関わりが薄く、もっと関わりを持ちたいといった切実な声が寄せられました。

こうした不安を共有し、災害時に誰がどのような支援を行うべきかを考えていくためには、まず、お互いをよく知ることが何より重要であります。そのためにも、村の防災訓練に参加していただく機会の創出や遠隔手話通訳システムを用いた訓練の実施など、双方の理解を深める機会づくりを検討してまいりたいと考えています。

また、災害時の聴覚障がい者の安否確認については、上伊那聴覚障害者協会としても協力していきたいとの意向をいただいております。村としても、どのような協力をお願いしたいのかを整理した上で、協会の皆様とともに有効な支援体制の構築に向けて、危機管理課を中心に検討を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 災害時の障がい者の皆さんへの対応は、この一番大事なところだというふうに思っています。耳の聞こえない人だけではなく、障がいのある方たちをどのように支援していくかということは、危機管理課のほうでしっかりとまた対応していただけるものと思いますけれども、先日もグループホームもみじの家の関係者の方ともお話をしました。ぜひいろんな要望を出されているところでありますので、具体的な対応をしっかりと村のほうでもしていけたらというふうに思っております。

5として、社会福祉大会水戸まなみさんの講演から、手話がつなぐ理解と思いやりを学びました。特に、アフリカの子供たちが障がいのあるなしにかかわらず、輝く笑顔で学ぶ姿に感動したところであります。

村の子供たちや学校教育の中で、日常的なインクルーシブ教育をどう位置づけているかをお聞きいたします。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 子供たちが学校教育の中で日常的なインクルーシブ教育を、についての御質問であります。

聴覚障がいをはじめ、視覚障がい、身体障がい等、障がいのある方々の特性、心情、不便を感じている環境等を正しく理解し、どんなサポートをすればよいか、体験を通して学ぶことが大切であると認識しております。

学校現場においては、総合的な学習の時間の中で、人権・福祉教育として手話体験を通じたコミュニケーションの取り方や、車椅子体験、アイマスク体験等を通して、障がいのある方々の御苦勞や生活しやすくするためのサポート内容を学んだり、道徳の授業を通して、障がいのある方々とどんな関わり方をすればよいかを考えたりする学習を展開しております。

また、地域社会においても、議員御指摘の社会福祉大会や社会を明るくする大会等への参加を通して様々な立場の方のお話をお聞きして、自らの生き方や考え方を振り返り、見つめ直すことも貴重な学習の機会と考えています。子供たちにも、学校の外、地域社会でのイベント等への積極的な参加を勧めていきたいと思っております。

私は就任時に、子供から大人まで社会力を発揮してほしいと述べました。社会力とは、他者を理解し良好な関係を築き、よりよい社会をつくっていかうとする力です。お互いの存在を理解し合い、違いを認め合いながら、温かい人間関係、温かい学級をつくり上げていくプロセスそのものがインクルーシブな教育であると考えます。

そのためにも、一人一人の子供たちの社会力が高まるよう、学校教育全体を通して取り組んでいく所存です。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 教育長さんの御答弁ありがとうございました。社会力という言葉をいただきました。

最初に申しあげましたように、南箕輪村は今までずっと子育て日本一というのがスローガンみたいに来たんですけれども、これからは共生社会というのがモデルに、南箕輪村のモデルとなるような在り方をぜひこれから村全体で推し進めていければいいなというふうに思っております。

1については以上で終わります。2に移らせていただきます。

南箕輪村地球温暖化対策実行計画についてをお聞きします。

6月議会でも、村ゼロカーボンの推進について質問をいたしました。令和8年度から地球温暖化対策補助金が地区計画に基づいてちょっと見たところ、令和7年度は668万円から、令和8年度からは1,568万円というふうに、これが3か年計画で示されておりました。村太陽エネルギー利用設置補助金制度がこれから変わってくるというふうに思います。その内容についてお聞きします。

あわせて、避難所への蓄電池導入計画もごさいます。それについてもお聞きいたします。お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 実行計画については、南箕輪村気候非常事態宣言において、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを実現するための具体的な手法等を位置づけたもので、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーや電気自動車の導入の促進等を図ることが盛り込まれています。

計画を推進するための補助制度といたしまして、6月議会でも答弁いたしましたが、今年度から実施しております住宅断熱リフォームに加え、令和8年度に向けて、住宅や事業所の太陽光発電設備や蓄電池設備設置等に対する補助を検討しており、令和8年の当初予算で計上してまいる予定でございます。

限りある予算の中で補助金の配分にも制限がかかってしましますが、住民の皆様に活用していただきたい計画をより推進できるよう、広報等での周知を行い、CO₂排出削減に向けて実行していきます。

この具体的な金額については、現在の予算査定を進めておりますその全体予算の関連もあります。また、次の質問にもありますが、国や県の補助金がどうなるかということも関係してございますので、今はまだ、そこまでの具体的ところは鋭意検討中というところで御理解いただければと思います。当初予算にはもちろん計上してまいります。

避難所等への蓄電池の導入についても、地球温暖化に資する再生可能エネルギー利用施設として、太陽光発電設備との組合せでの導入を計画的に位置づけておりますので、こちらについても、引き続き予算の確保、補助金の活用を検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） これは、環境省が交付金を出すということが多分前提だというふうに思います。地域脱炭素移行再エネ推進事業ということで、これが採用されることによってこの事業が成立すると思うんですけども、村のほうでは具体的に箕輪町と同じような形での補助制度でいけるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。補助制度をどうやって使っていくかということが鍵になると思いますので、よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 御質問いただいた国の補助金の件についてであります。現状を申し上げますと、かなり苦しい状況であります。上伊那8自治体のうち、多くの自治体が申請をしましたが、なかなかうまくいっていないという状況があります。

そこで、村といたしましては、国のほうはまだ可能性は捨ててはおりませんが、県の補助金もありますので、国もしくは県の補助金を取得できるよう、今、担当課では準備を進めておるところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） なかなか遅れてしまった分だけちょっと厳しいかなということも思いますけど、ぜひ補助金をしっかりと取っていただくようお願いいたします。

2として、木質バイオマス利用の促進についてです。

村計画と進捗状況についてお聞きをいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 木質バイオマス利用促進について、村の計画はという御質問でございます。

大芝の湯リニューアル工事に当たりまして、基本設計・実施設計の段階から、南箕輪村地球温暖化対策実行計画を踏まえ、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を検討することを条件として進めてまいりました。

同計画では、木質バイオマスの利用促進を明確に位置づけておりまして、ペレットボイラーや薪、チップボイラー等の導入を推進施策として掲げております。今回の検討は、この計画の方向性と整合するものでございます。

設計業務におきましては、木質材の活用可能性や大芝の湯で必要となる熱量を算定した結果、熱利用のみの木質チップボイラーの導入を基本方針として進めます。ボイラー本体の概算額は約2,300万円、バイオマスボイラー設備工事費が約8,700万円、機械室の整備費として約3,100万円を見込んでいます。現在は、設計内容の証左や第2世代交付金の変更協議、発注に向けた調整を行っておるところです。

あわせて、燃料となる木質材については、村内のアカマツや松枯れ剤を有効に活用できる見込みであり、チップ加工・運搬等について、近隣の木材関連事業者と協議を進めています。

木質バイオマスの活用は、地域資源の循環利用と温室効果ガス削減の双方に寄与する施策であり、区域施策編の趣旨に沿った取組として、引き続き着実に進めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 当初計画したように熱利用のみということで、進んでいるということでもあります。一刻も早くこれが完成すればいいなというふうに思っておりますけれども、この事業を進めるに当たり、やはり今、いろんなところで民間の力を活用するということが大事だというふうに言われております。村単独で進めるということではなくて、できるだけ民間の力を広く集める中で、より効果的、効率的な運営ができるんじゃないかという提案もされておるところであります。ぜひその点もしっかりと踏まえながら進めていただければというふうに思っております。

3として、小水力発電であります。

県企業局主体で大泉砂防ダムに発電所を計画。詳細設計へと進んでいると6月議会では答弁されております。11月22日の長野日報では、県企業局の飯島町与田切を活用とする水力発電再開発事業の竣工式を開いたと報道されています。上流の澄んだ水を利用して、新設と既存の発電所を連携して、電力の地産地消を進めるとしています。

最大出力が1,500キロワット、一般家庭1,500世帯分に相当すると。既存の改修した発電所は7,300世帯分、2,630万キロワットというふうに報道されています。再生可能エネルギーのさらなる普及に期待とあります。村の小水力発電の進捗状況についてお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 小水力発電導入の進捗に関する御質問であります。

大泉川における小水力発電の導入につきましては、6月定例会でお答えしたとおり、長野県企業局が事業主体となって進めています。

確認したところ、現在、基本設計を実施している段階で、大きな進捗は見られません。村としても早期の整備を望んでおります。引き続き、長野県企業局に対し、事業が円滑に進むよう働きかけを行ってまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 進捗はないということでもあります。一刻も早く進めるというか、進めるということは前提だというふうに思います。

なかなか県の企業局頼みだということになりますと、進捗がなかなか現段階では難しいのかなということをおもうわけであります。

飯島町での民間の力を利用した小水力発電が事業として行われている部分もあります。こういう部分を村としてもその地域の力を活用するというか、その辺で民間の力をどのように導入できるかというところが、ある意味では鍵になるのではないかというふうに思います。その辺をいろんな情報を集めながら、企業局頼みでなく進められる方法があるかどうか、ぜひ検討を進めてほしいと。進めるという観点で、村としてどのような姿勢を持っているのか

ということをお聞きしたいと思います。

次のところで関連がありますので、3のほうにも進みながらお話ししたいと思います。

福祉教育委員会で、能登の春蘭の里ゼロカーボンビレッジを視察しました。小水力発電、太陽光水素を使つてのエネルギー地産地消の取組と、上水道・下水道も地域内の資源で完結した循環型社会が構築されています。大地震で甚大な被害が出た中でもすぐにライフラインが復旧し、復興の大きな力を発揮しています。こういう地域をつくってきたのは、自立した村づくりを進めた地域力と行政、国・県のあらゆる制度を活用する行政力が問われているというふうに思います。

村としての戦略を持つことが求められていますが、どのようにお考えかお聞きいたします。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議員から御紹介いただきました春蘭の里は、平成8年に限界集落という危機感を共有した7名が春蘭の里実行委員会を立ち上げ、若者が戻ってくる農村再生を掲げて、地域づくりを進めてこられました。現在では、年間来訪者が1万3,000人を超える地域活性化の先進事例として注目をされておられます。

当初は、農産物やお酒などの商品開発による収益確保を目指しておりましたが、十分な成果が得られなかったことから、売るのではなく、田舎にあるものを食べてもらうという発想へ転換し、民宿春蘭の里を開業されました。あわせて、廃校となった小学校を交流宿泊施設として整備し、現在では、約50軒の農家民宿が展開されておられます。これまでに、石川グリーンツーリズム促進特区の認定や全国大会の受入れなどの実績を重ね、平成23年には、能登の里山・里海が世界農業遺産に認定をされておられます。

春蘭の里ゼロカーボンビレッジについては、グリーンツーリズムやエコツーリズム等連動した取組の一つであり、石川県が進める能登スマート・ドライブ・プロジェクトの一環として、最近、令和5年度に新たに整備されました。太陽光発電や小水力、風力発電で得た電力は交流宿泊施設や電気自動車充電設備の一部に活用されており、エネルギーの地産地消と維持管理費の軽減に寄与されておられます。

本事業は、石川県が主体となって都道府県レベルで実施しているものであり、令和4年度から令和7年度まで震災関連予算が中心となった令和6年度を除いても、当初そういう補正を含め、確認できる範囲で、約2億5,000万円弱の予算がこの春蘭の里に県から計上されておるといところでございます。

地域で使用するエネルギーを地域で賄う地産地消は、重要な取組であります。一方で、初期投資や維持管理、安定供給の面から、南箕輪村を含め市町村単位で進めるには、予算面のところで特に課題も多いのかなと感じます。

本村におきましては、先ほどお答えしたとおり、来年度には住民向けの設備設置補助制度を計画し、できることからCO₂排出削減に取り組んでまいります。

一方で、議員御指摘のとおり、民間の力や国や県の支援を活用すること、これも大変重要な視点でございます。県や国の支援を受けるということは、現在大変苦勞しておりますが、何とか成果につなげるよう、担当課では今、頭を練っているところでございます。

民間の力というところでは、石川県の能登町が先にこの民間の力があつたというところで

ございます。本村でもそういった民間の動きがあるようであれば、しっかりと研究をして共に進めていく、そんなところから進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） しっかりと進めていただきたいと思います。

先日の視察の中で、多田さんというこの1人の方の情熱というかエネルギーというか、パワーというか。私たちはもう本当に圧倒されて、お話を聞いて帰ってきたわけであります。こういう地域の力をやっぱり引き出すのが行政力というか、そこら辺だと思います。しっかりと取組をまた進めながら、ゼロカーボンに向けて取組を進めていただきたいというふうに思います。

3であります。大規模災害に備えてということであります。

1として、大規模災害が続いております。村の12地区の自主防災組織の充実が求められています。自主防の現状と課題について改めてお伺いします。

また、各区にかかる負担増と担い手不足が課題となっております。村民の声を聞く会でも度々出されている村の支援の強化をまたお願いしたいと思います。あわせて、消防団員確保に対する対策をどう考えているかをお聞きいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 12地区自主防災組織の現状と課題、あわせて、担い手不足への支援及び消防団員確保についての御質問でございます。

本村では、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下、全12地区全てに自主防災会が設置され、活動のカバー率は100%となっております。平常時には防災訓練や資機材の点検・管理を行い、災害時には情報収集・伝達、避難誘導、救助・救護、避難所運営など、地域における共助の中核を担っていただいています。

一方で、高齢化の進行や住民の参加意識の低下により、活動の継続性や担い手確保が課題となっております。特に、昼間の災害発生時における初期対応や避難支援に不安を抱える地区も見受けられるところであります。

こうした課題を踏まえ、今年度は自主防災会、防災士、民生児童委員の皆様を中心に地域ごとに避難所運営セミナーを開催し、実践的な対応力の向上と顔の見える関係づくりを進めてまいりました。

11月に実施した防災・減災リーダーサポーター研修では、本年7月1日の1時間に50ミリ以上の豪雨災害を踏まえ、防災士が実際の被災箇所へ赴き、当時の状況や対応を検証する研修を実施し、初動対応や情報共有の在り方について具体的な課題整理を行ったところでございます。

今後はこうした検証結果を各地区に共有するとともに、ICTやDXの活用も含め、災害時の情報伝達体制の強化を検討してまいります。

次に、消防団確保についてでございます。

消防団員の確保は全国的な課題であり、本村においても厳しい状況は続いています。村では処遇改善や負担軽減、訓練内容の工夫などにより、活動しやすい環境づくりに努めておりますが、団員確保には依然として課題が残っております。

このため、今議会におきまして、村外在住であっても、村内勤務・通学者の入団を可能とする条例改正案を上程させていただきました。あわせて、機能別団員の充実を図り、それぞれの専門性を生かした活動体制の構築を進めてまいりたいと考えてございます。

自主防災組織と消防団は地域防災力を支える両輪であります。村としても引き続き支援を行うとともに、各地区におかれましても、連携の強化と人材確保に向けた御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

2としてであります。

防災訓練は9月1日前後で年1回、全村的な取組となっています。大分県佐賀関地区の住宅火災は170戸以上が延焼し、鎮火までに1週間以上かかる大規模火災となりました。村内でも同じような状況が心配されます。

同じような状況というのは、私の住んでいる17A・Bでありますけれども、60年以上経った分譲地でありまして、70坪の区画に住宅が密集し、道路は車1台しか通れない状況であります。一方、北殿下段地区は天竜川との支流が集中し、線状降水帯の発生による水害が心配されます。

防災訓練は年1回の形式的な取組ではなく、居住地の状況できめ細かな取組が必要ではないかというふうに思います。村の危機管理に日常的な減災体制の効率を求めるものであります。お願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） お答えをいたします。

防災訓練は画一的な一律のマニュアルに基づくものではなく、議員御指摘のとおり、地域の特性や災害リスクに応じたきめ細やかな設計が重要であると考えています。

例えば、同じ村内であっても、天竜川流域と西部地域では災害リスクが大きく異なります。天竜川流域の河川沿いでは地形的に水が集まりやすく、本年7月1日に発生した豪雨災害においても、地域ごとに避難の判断や行動が異なりました。

こうした状況を踏まえますと、住民一人一人の避難行動を整理した防災行動計画、いわゆるマイタイムラインも地域や居住条件に応じて異なる内容となることが求められるということでございます。

そのような中、9月7日に実施した村防災訓練では、地区の実情に即した内容を自ら考え、実施する地区が年々増えています。北殿地区天竜川周辺地域を対象とした訓練では、担当職員も参加いたしましたが、想定以上に多くの課題が明らかとなり、災害対応や対策について、改善すべき点を認識する貴重な機会になったと区から伺っています。

そのため、浸水想定区域にお住まいの皆さんには、大規模水害に備え、高齢者や要支援者の避難支援を想定したシミュレーションの実施、避難経路や高台への誘導訓練、避難所の開設手順、さらには、水害時における情報伝達訓練などを重点的に行っていく必要がございます。

村といたしましては、天竜川に面する久保区から神子柴区にかけての流域地区を中心に、

こうした訓練の実施について、重点的に周知・呼びかけを行ってまいりたいと考えています。

また、火災に備えた訓練につきましては、住宅が密集する地域において、初期消火訓練や近隣との協力体制の確認が極めて有効であることは、これまでも指摘されてまいりました。最近発生いたしました大分県の大規模火災は、特定の地域に限らず、全国どこでも起こり得る災害であることを改めて示した事例であると受け止めております。

火災への備えとして、私たち一人一人が意識し、行動に移すべき点は多くございます。消防団や自主防災組織が連携し、消火器や防火水槽の使用方法を確認する初期消火訓練を実施しておりますが、今後はさらに多くの村民の皆さんに初期消火の重要性や地域ごとの水利の位置についての理解を深めていただくことで、地域の安全性向上と減災につなげていきたいと考えています。

今年度の防災・減災の取組といたしましては、大規模災害を想定し、災害時の初動対応の一つである避難所運営を誰もが担えるよう、ファーストミッションカードの全地区配布をはじめ、災害用トイレや蓄電池などの資機材配備を進めてまいりました。

今後は、地域の災害リスクと住民の状況を掛け合わせ、それぞれの地域に応じた訓練を実施し、必要に応じて、内容をカスタマイズしていくことが重要な段階に入っていると認識しています。

配備した災害資機材を日常的に活用していく中で、自らの地域にどのような災害リスクがあるのか、その際にどのような避難行動や備えが必要なのか。住民一人一人が理解することは重要でございます。道の駅のBCPも間もなく完成いたしますので、BCPを基にした訓練も実施していく予定であります。

村といたしましては、こうした意識の醸成に向けた広報を行うとともに、地域の実情に即した実効性の高い訓練について、地区や防災関係者、関係団体の皆さんと連携を図りながら、防災・減災の体制のさらなる強化に努めてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） しっかりとした取組、これからも期待しております。

以上で、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 10時00分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己でございます。

私は南箕輪村の農業を将来にわたり持続可能なものとするため、圃場の集約化、農作物の多様化、担い手の組織化、農福連携の推進及び本村の森林資源の有効活用について、現状認識と課題、そして、人材育成の観点から質問をしたいと思います。

まず、農業振興についてですが、農業センサスによりますと、2020年の本村の耕地面積は841ヘクタール、基幹的農業従事者は297人。そのうち、70歳以上が約6割となっております。

この数字からは、高齢化と担い手不足が確実に進行していることが読み取れます。

一方で、村では米を主体に、小麦、大豆といった土地利用型作物に加え、ねぎ、そば、りんごなどの作物が生産されており、気候、地力、地形を生かした農業の可能性は広がっていると考えています。

また、農事組合法人まっくんファームや就労支援事業所G r o w u p f a r mにおける農福連携など、地域資源を生かした取組も芽生えていると受け止めております。

村として、今後こうした強みを伸ばし、弱点を補うための政策方向を確認したく、以下、質問をいたします。

まず1つ目ですが、圃場の集約化の現状と今後についてお伺いをしたいと思います。

農業の労働力が減少する中、圃場が細分化あるいは点在化されたままでは農家の作業効率が低下し、農業所得の確保も難しくなります。全国的にも農地中間機構、いわゆる農地バンクでございますけれども、それを活用し、地域の担い手に圃場を集めることが重要政策とされています。しかし、本村では、圃場集約化の現状が明確には公表されておらず、どの程度担い手への圃場集約が進んでいるのか把握しづらい状況です。

そこで、圃場集約化の現状として、農地中間機構を通じて貸し付けられている農地面積、担い手への農地集約の状況はどうか。また、集約化が進まない要因として、村はどのような課題を把握しており、今後の見通しとして、農地の圃場集約化をどのレベルまで進めたいと考えているのかお伺いいたします。

圃場集約化の現状と方向性をできるだけ具体的にお示しください。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

圃場の集約化・大規模化の現状はどうなっているのか。今後、どのように進めていくのかという御質問でございます。

農業経営者が経営規模の拡大や農作業の効率化を図るには、農地を借り受けたり、耕作する農地をまとめたりすることが非常に有効でございます。農地を貸借する方法として、以前は農業経営基盤強化促進法による貸手と借手の契約方法、いわゆる利用権による貸借が一般的でありましたが、法律の改正により、令和7年度からは利用権による貸借による新たな契約は廃止となり、農地を貸借する場合は、農地法第3条による貸借か農地中間管理事業による貸借での手続のいずれかとなりました。

令和6年度末時点の認定農業者などの中心的経営体への利用権による貸借及び農地中間管理事業などによる農地の集積面積は約496ヘクタールで、農地全体の55%となっております。そのうち、農地中間管理事業は約66ヘクタールで約7%にとどまっています。農地振興や農地の有効利用を進めていくためには農地の集積が有効であることから、今回策定いたします村の第6次総合計画の中では、その目標を5年後の担い手の集積率を60%に設定をしています。

また、先日も村農政係と農業委員会合同で地域計画の話合いを認定農業者なども加わっていただき行いましたが、集積が進んでいく姿が見え始めていますので、引き続き農業委員会とも連携をしながら、農地の集積化を推進していきたいと考えています。

一方、圃場の集約化につきまして、現在の農業機会に即した大規模な圃場の整備は、これからの農業には必要になってまいります。村内の農業形態としましては、大きくくくりますと、西天竜土地改良区と伊那土地改良区に属する水田エリア、西天竜水道より西側の西部地域の畑作エリアにくくられるかと思えます。特に受益面積の大きい西天竜土地改良区の水田地域では、過去に大泉川南と久保富士塚の地域で圃場整備を実施しており、最近では、久保地区で新たな研究組織が立ち上がってきております。

圃場整備を実施するには、地元の皆様や地権者の皆様の理解と合意形成が欠かせません。過去と同様の答弁となりますが、村といたしましては、地元での動きがあれば、国や県とも連携して効果的な補助事業を研究し、必要な助言、支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

続いて、今後の農作物の多様化戦略についてお伺いいたします。

本村では米を主体に、小麦、大豆に加えて、ねぎ、そば、りんごなど、地域に根差した作物が生産され、一定の多様性を備えています。しかし、米作はスマート農業の効果を最大化するために広い圃場が必要で、扇状地である当地域は、ここがややウィークポイントになります。昨今は燃料費、資材の高騰や極端な気候変動により、単一作物依存では経営が不安定になりやすく、複数の品目を組み合わせることで、経営リスクを軽減する作物の分散化が有効とされています。

そこで、村として、現在特に伸ばしたい、または可能性のある作物をどのように捉えているのか。そして、市場ニーズや気候変動を踏まえた作付体系の見直しを村として検討する考えはあるかお伺いをいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 本村の農業の主体は水稻であり、その中心は西天竜土地改良区による圃場整備が行われた水田地域でございます。これらの地域では、まっくんファームをはじめとする大規模な担い手農家が大型の農業用機械を活用し、水稻に加え、大豆、そば、小麦などを組み合わせながら、効率的な営農を行っておられます。

一方で、本村は全体としてなだらかな扇状地に位置しており、圃場条件が整っていない狭小な農地も数多く存在しています。こうした農地においては、従来から農家の皆さんが手作業や管理機など比較的小規模な農業機械を用い、路地で自給作物を中心に作付を行うとともに、草刈りなどによる保全管理を続けていただいております。

作付作物の多様化につきましては、村では風の村米だより以外の作物について、南箕輪村農業再生協議会において振興作物を定めているところです。現在は、アスパラガス、スイートコーン、白ねぎ、ブロッコリーがこれに該当し、いずれも国の交付金対象作物となっております。

これらの作物を検討する農業再生協議会幹事会には、JA上伊那の営農専門職員や県の支援センターの技術者など、村職員にはいない専門的知見を有する方々が参画しており、技術的観点や市場動向を踏まえた協議の中で、地域として推進すべき作物を決定をしていただい

ております。

近年の気候変動への対応や狭小な農地条件に適した作物を選定、市場ニーズを踏まえた作付体系の見直しにつきましては、今後も農業再生協議会幹事会における重要な検討課題として位置づけ、協議を重ねていきたいと思っております。

また別の視点では、村では地域計画を策定し、毎年目標地図の見直しを行いながら、耕作者ごとに農地の集約・整理を進めていくこととしております。その前段階といたしまして、このエリアではこの作物を中心に耕作してはどうかといった形で、まずは、作物のエリア設定を農業者の皆さん自身が考えていくという手法も有効ではないかと考えています。

今後も圃場条件、担い手の状況、作物特性、市場動向など、様々な視点から検討を重ね、専門的な皆様のお力を借りながら、本村の農業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

続いて、営農の担い手の組織化についてお伺いいたします。

本村の基幹的農業従事者は、2035年には働き手の6割が85歳以上になると予測されております。担い手の確保・育成は喫緊の課題です。村内ではまっくんファームが地域農業の重要な役割を果たしており、集落営農の基盤として期待されています。

そこで、まっくんファームの経営安定化、規模拡大を村としてどのように支援していく考えか。また、既存の農家を含め、法人化や組織化を促進するための具体的な支援策や担い手の外部確保に向けた農地確保、所得安定化の強化策等はあるかをお伺いいたします。

すみません、外部確保につきましては、新規就農者や移住者というような考えでございませぬ。よろしくお伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の農業を守り、村内の農地を活用して維持しているのは、比較的小規模な自給的農家から認定農業者や法人などの大規模農家まで、その地域や農地の形状、立地に合わせて、現在様々でございませぬ。

議員御指摘のとおり、農地を活用して維持していくために有効な手段として、農業経営者を法人組織化して地域の中心的担い手農業経営体として大規模に営農することも、その一つの手段であると思ひます。

その最たる法人が、現在、村では議員からもありました農事組合法人まっくんファームでありまして、村の農業者約550人が組合員となり、村の農業の中心的な役割を担っていただいております。現在、村では、南箕輪村農業機械導入事業補助金を通じて支援を行っておるところでございませぬ。

しかしながら、まっくんファームも徐々に高齢化が進み、人材確保が大きな課題となっております。この点につきましては、来年1月に村と農業委員会がまっくんファームの皆様と意見交換を行う場を設定をいたしました。まっくんファーム側からは理事、また、中心的なオペレーターの皆様に参加をしていただけるとお聞きをしております。

現在特に課題となっております人的支援、こちらを中心に意見交換を行い、この意見を参

考に、村が行うべき支援をどのようにすればいいかというところを本格的に検討してまいりたいと思います。

また、現在、農地基本台帳に掲載されている法人及び団体の組織数は、村内では21経営体となっており、また、農地を所有できる資格のある法人及び組織、いわゆる農地所有適格法人の数は13経営体となっています。

そのような法人等への支援につきましては、現状では村では金銭的な支援ございませんが、国や県の補助金の案内、申請書などの書類の作成の支援を行っております。実際、毎年のように、この国や県の補助金を受ける法人が村内でもおります。

こういった国や県の各種農業者向けの補助金は、大規模農業経営体が交付に有利となる採択基準となっているケースが多く見られますので、このような支援を継続していきたいと思っております。

また、就農規模の移住者へ対する支援であります。新規就農相談カードを用いて、農地確保やどのような農業を行いたいかを聞き取り、JA、県支援センター、農業委員会など、一緒にサポートを行っています。また、ケースによっては移住相談窓口を案内するなど、横断的な対応にも心がけています。

こういった法人を新たにつくっていくというところは、今後、担当課でも検討していきたいというところがございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8番（太田 篤己） こうした農地と農地の集約、あるいは担い手の育成ということは表裏一体です。この2つ、両輪で村としても支えていっていただきたいとそんなふうに考えます。

続きまして、農福連携についてお伺いいたします。

農福連携は労働力の確保、就労支援の場づくり、農業経営の安定化など、多様なメリットがあると言われております。そこで、村として農福連携の位置づけをどのように考えており、今後、農業者と福祉事業者の事業所のマッチング支援を行う考えはあるのか。

また、農福連携は村の農業の課題を補完し得るものです。今後の農福連携についての方向性をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業、農福連携の今後の方向性についての御質問でございます。

農福連携は、障がいのある方の社会参画を促進する取組であると同時に、農業分野における新たな働き手の確保や耕作放棄地の解消といった課題にも寄与する重要な施策であると、村としては認識をしています。

農業には、土づくり、種まき、草取り、収穫、運搬、袋詰めなど多様な作業があり、障がいの特性に応じて作業を切り分けやすい分野であるとされております。一方で、障がいのある方が継続的に就労するためには、個々の特性に合った作業内容の調整や、長く関われる仕事の組立てが不可欠であります。マネジメントの部分で多くの課題がございます。

現在、村内においては、障がい者就労支援事業所側が知り合いのいちご農家に出向いて継続的に作業を行っている事例や、単発で野菜の収穫作業に従事した事例などが見受けられま

すが、いずれも村が直接関与したものではなく、個々の関係性を通じて就労につながったものでございます。

村としては、障がい者就労に関する専門的知識や農業者と障がい者をつなぐノウハウについては、現状では十分とは言えない状況です。

長野県のすみません、ちょっとセルフかヘルプかどちらかなんですが、センターの協議会では、企業や団体、行政からの業務を県内の障がい福祉サービス事業所につなぐ仕組みを有しており、農福連携にも取り組んでいることから、こうした既存の支援機関を活用することも一つの有効な手段であると考えております。

村といたしましては、今後、農業分野においては、営農センターを中心とした関係団体の総会や、先ほど申し上げましたまっくんファームとの意見交換の場を通じて、農業者側の意向を把握してまいります。また、障がい福祉分野においては、上伊那圏域地域自立支援協議会などの機会を活用し、就労支援事業所の考えや課題を確認することから取組を始めてまいりたいと考えております。

こうした意向把握を重ねながら関係機関と連携し、本村の実情に即した農福連携の在り方について、マッチング支援も含め、段階的に検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 農福連携については、人手不足ということの観点からも、非常に農業と福祉関係、相性はいいんだろうと思います。ぜひここをまた推進をしていっていただければと思います。

村の農業につきましては、農地、作物、地域、組織、人材、福祉との連携など、多くの潜在力を持っています。この可能性を最大限に生かすためには、農地の集約化、作物の多様化、担い手の組織化、農福連携を一体として進めることが重要だと考えます。村の将来像を村民と共有し、持続力のある農業を共につくっていきけるよう、前向きな取組を期待いたします。

続きまして、次の質問に移ります。

本村は、飛び地をはじめ村域の多くを森林が占め、木材資源に恵まれています。近年、カーボンニュートラルへの関心の高まりや地域資源を生かした循環型社会の重要性が叫ばれる中、森林資源の有効活用は環境面だけではなく、地域経済や雇用の面からも大きな可能性を持っていると考えます。

長野県では県産材利用促進条例を制定し、公共建築物等への県産材利用や林業・林産業の振興、人材育成を長期的視点で進めることを基本理念として掲げています。

そこで、本村における森林資源の有効活用について、現状の認識と課題、そして、人材育成の観点から質問をいたします。

まず、長野県の県産材利用促進条例の基本理念を踏まえて、本村では、これまでどのような形で県産材あるいは村内産材の利用促進に取り組んできたのか。その実績についてお示しください。

また、今後の公共建築物や改修事業において、県産材、地元産材の利用を拡大していくことについて、村の考えをお伺いいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 森林資源の有効活用についての御質問でございます。

村では昨年度、大芝高原森林づくり実施計画を策定し、大芝高原を皮切りに、森林整備事業を本格的に開始したところでございます。本計画では、森林整備のみならず森を使うという視点から、森林資源の有効活用に向けた施策も整理をいたしました。

現状の実績では、学校給食センターのほか、小中学校の学習机の天板や子供たちのファーストトイ、南箕輪村役場のカウンター、保育園のおままごとセット、南箕輪中学校音楽室のげた箱などが実績として挙げられます。

飛び地に目を向けますと、蔵鹿山、御射山をはじめ、森林資源は伐期を迎えております。今年度の村3か年実施計画でもお示しをしたとおり、令和9年度より飛び地の伐採を一部開始し、令和10年度からは、飛び地の調査計画の策定にも取り組む意向でございます。

今後の森林資源の活用について申し上げます。

まず、価値の低い材につきましては、大芝の湯で稼働を予定している熱利用のみのバイオマスボイラーにより木質チップとして利用しますので、持続的で安定した資源活用の一つとして位置づけてまいります。一方、価値の高い材につきましては、今年度につきましても、数百万円規模で市場に出材する予定でございます。

議員からもありました県では、県産材利用促進条例を踏まえ、長野県内の建築物等における県産材利用方針について、現在行っておりますパブリックコメントを経て、来年1月に予定される県産材利用促進連絡会議で見直しの内容が決定されるとお聞きをしております。具体的には、県による県産材の率先利用に関して、条例の趣旨に沿って県産材が利用されることが務める原則として、そういった曖昧な表現を削除されるというところでございます。

加えて、民間事業者が整備する建築物への県産材利用に係る項目を追加し、建築物全般における県産材利用促進の取組の明確化や産地づくり、販路拡大等、条例に基づく新規項目を追加し、建築物以外の分野における県産材の利用促進や脱炭素化社会に向けた取組などが明確化されます。

こうした方針が明確化になることで、県レベルで定常的な木材の活用につながるようなマネジメントが進むことを大いに期待しているところでございます。

村といたしましても、非定常的な事業、例えば、新たな公共施設の建設等に際しては積極的な売り込みを行っております。現段階では詳細は申し上げられませんが、具体的な活用結びついた案件も生じております。近々発表可能な段階になりましたら、改めてお知らせをいたします。

過去には、諏訪大社の集成材として採用された事例もございました。しかしながら、こういった個別の営業のみで利用先を確保し続けるには、公務の立場上、専門でもありませんので、限界があるというのも事実でございます。

現在の制度では、公共施設改修への活用について、補助事業の対象範囲や建築基準法の内装制限などが存在し、十分な活用が難しい側面もございます。森林資源を持続可能な形で生かしていくためには、中長期的な視点に立った計画づくりと国・県の交付金等を積極的に活用することが、そうは言っても不可欠であると考えております。これらの点を踏まえつつ、今後の活用方法を検討してまいります。

森林資源は、村民の皆様にとって大切な財産でございます。村民の皆様に利益として還元できる仕組みも併せて整えてまいりたいと考えています。

以上です。

議長 長（笹沼 美保） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

続きまして、森林資源を長期的に活用していくために人材の確保と育成、これが不可欠で
ございます。

先般、大芝高原において、上伊那農業高校くらしマネジメント科里山コースの間伐実習を
視察させていただきました。女子生徒を含む多くの生徒が受講しており、林業に対する若者
の関心の高さがうかがわれました。

そこで、本村における林業従事者数の推移、平均年齢等の状況について、村が把握してい
るデータがあればお示しをいただきたいと思います。

また、現状を踏まえて、森林資源の有効活用を長期的な地域づくりの柱として進めていく
ために、林業・林産業の振興、人材育成、地産地消の視点をどのように結びつけていくのか、
村の考えをお伺いしたいと思います。よろしく御答弁をお願いします。

議長 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 林業・林産業人材育成に向け、村としてどのような取組、支援を
進めていく考えがあるのかという御質問でございます。

まず、長野県全体では、今後、段階的に増加が見込まれる素材生産や再造林、その後の初
期保育に的確に対応するため、素材生産と保育の双方に従事する人材の確保が重要であると
しています。

県では、就業希望者の裾野拡大から就職・就業後の定着促進に至るまで、各段階に応じた
体系的かつ総合的な支援を講じ、新規就業者を年間120人、令和9年には林業就業者1,600人
を確保することを目指すとして掲げておられます。

今年3月には、信州の森林で働く方、働きたい方のためのポータルサイト「ながの森ジョ
ブ・BASE」も開設されました。また、木曾谷・伊那谷フォレストバレーでは、林業、森
林に関する教育機関や試験研究機関が比較的近距離に集積している利点を生かし、全国から
学びや起業を志す人々が集い、多様なコミュニティが形成される取組が進められておられま
す。こうした広域的な枠組みでの人材育成は、大変有効であると考えております。

一方で、村としての具体的な取組についてでございます。

村内の現状に目を向けますと、林業施業を専業としている事業者は現在おりません。建設
業者のうち、林業関連作業について、業者指名願いを提出しているのは2者のみでございま
す。

また、林業従事者数の推移であります。村の村政要覧の数字を申し上げますと、平成17
年が9人、平成22年が10人、平成27年が17人、令和2年が14人です。平均年齢と新規
就業者のデータは持ち合わせておりませんが、参考として、長野県林業統計書によりますと、
長野県全体では令和2年度の数字で、林業従事者1,449人です。その年齢構成では、
39歳以下が463人、40代が393人、50代が288人、60代が216人、70歳以上が89人となつてお
りますので、参考としていただければと思います。

こういった村の状況の中、村では、今年度から初めて地域林政アドバイザーとの契約を開
始いたしました。近年において、役場が林業分野に専従的に関わる人材と契約したのは初め

また、先週の土曜日ですか、長野日報さんに業務改善と主体的な学びということで、南箕輪村小中3校が採択されたという内容も出ておりました。非常に良い採択かなど。県内では、松本市、塩尻市、南箕輪村、長野市がありますね、の4市村というようなことになっているそうです。これも含めて答弁していただければいいので、教育長、よろしくお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。
教育長（尾形 浩） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

中学校の部活動の地域展開において、教員の働き方改革は進んでいるのかについての御質問でございます。

多くの関係者の皆様の御支援と御協力をいただきまして、今年の4月より、休日の地域クラブを本格的に開始することができました。上伊那8市町村で本格的に休日地域クラブがスタートしているのは、現在、本村だけであります。

教員の働き方改革についてのお尋ねであります。

令和6年度と令和7年度の4月から7月までの4か月間において、中学校教職員1人当たりの休日の勤務時間の1か月当たりの平均を比較してみますと、令和6年度は平均が毎月5時間半でありました。それに対しまして、令和7年度は毎月2時間半であり、平均約3時間の勤務時間の短縮につながっております。特に4月と5月の休日の勤務時間の1か月当たりの平均を比べてみますと、令和6年度は1人当たり5時間20分、休日の地域クラブがスタートしました令和7年度は、4月、5月の1か月当たりの休日の勤務時間の平均が1人当たり10分となっております、4月、5月におきましては、約5時間の短縮となっております。

教職員の声を2つ紹介します。

「休日に学校へ来なくてもよい状況が大変ありがたい。これまでは平日も休日も公私の区別がなく、常に部活動のことが気になっていましたが、現在、休日は自分の時間を確保できるため、気分をリフレッシュして次週を迎えることができます。学級担任としても教科担任としても、安定して職務に専念できると感じます。」という声があります。

もう一人の声です。「土日の部活動の指導がないことは、自分にとっても家族にとっても大変ありがたいです。また、休日の大会等の参加では、休日の地域クラブの指導者の方に審判の仕事を担っていただくケースもあり、顧問とすれば、生徒の引率に専念できることがありがたいです。」という声があります。

これらのことから、休日の地域クラブの展開により、中学校の教職員の休日における負担は確実に減少していることがうかがえます。

また、最後にお示ししていただきました文科省の教職員の働き方推進事業のところに、これ実は本年度末までの約半年の事業であったんですけども、手を挙げましたところ、幸いにも採用いただくことができました。12月の12日には、校長・教頭の管理職がそれぞれの学校でどのような視点で働き方改革をしていったらいいのかということ研修を受けまして、そして、ワークショップも行い、今後3学期、各学校、小学校・中学校の実情に応じて自分たちの問題としてワークショップを行い、業務改善に取り組む予定であります。

その狙いは、ただ一点であります。教職員が日々明日の授業の準備をする時間、そして、今日起きた学級の子供たちの不安定なことに対して対応できる時間的・精神的なゆとりを生むためにどうしても時間が必要になりますので、勤務時間の中において、そういった時間を

どう確保していったらよいのかについて、それぞれの学校の教職員が自分事として一つのテーマを持って、今後取り組んでいく予定になっております。

そんな形で、今後4年後には、文科省のほうで求められております毎月の時間外勤務時間の平均が30時間程度になるように、各学校とともに、教育委員会としても全面的にバックアップしながら取り組んでいく所存であります。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 成果が出たということはすごく大切なことで、教員の皆さんが疲弊したような状態で子供たちに対すれば、子供たちはもう敏感なんで、ぴぴぴっと感じます。元気な先生たちにやはりこの村の宝の子供たちを任せられる、育てていただけるということは大変ありがたいことだと思います。

なお一層の、先ほど教育長が言った目標に向かって、しっかりと良い学校づくり、環境をつくっていただけたらと思います。

休日地域クラブの発足で、協議体として立ち上がった南箕輪中学校スポーツ・文化活動運営協議会があります。出された意見や協議された内容については、教育委員会で見られているというお知らせの中で書いてありますけれども、あえてまたそれを伺いたいと思います。

また、この4月から始まった休日地域クラブ、課題も多く出てきていると思います。初めての取組なので、先ほど言ったように、上伊那地域では一番先進的な取組をされている。その中で、わくわくクラブへの指導者の加入の件が保護者から多少聞かれるということも聞いております。このわくわくクラブの役割の明確化が僕は必要なんだろうなと思いますが、この件について教育長に伺いたいと思います。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 4月から始まった休日の地域クラブの課題についての御質問であります。

現在、村では9種目12の地域クラブが活動し、保護者、会員の皆様の自主運営で活動を展開していただいております。保護者や地域の指導者の皆様の御協力のおかげで大きなトラブルもなく地域展開をしてきておりますが、そういった中でも幾つかの課題があります。

まず、指導者の確保についての課題です。

現在、本市の地域クラブの中で、指導者がいないというクラブはありません。しかしながら、指導者が複数人いるところもあれば、1人しかいないクラブもあります。指導者が少数である場合に、特定の指導者に指導をお願いせざるを得ないことになり、負担が大きくなります。

また、兼職兼業の教員については、現在10名がいるわけですが、時間外勤務時間の関係から兼職できる就業時間が限られておまして、それを超えてしまうと、指導ができなくなってしまう可能性もあります。そのため、クラブの会員数とのバランスにもよりますが、今後も指導者が少数のクラブについては、指導者の確保をしていく必要があります。

次に、活動場所についての課題です。

文化系クラブでは中学校校舎を利用することが多く、機密情報のある校舎の休日の施設開閉に関しては、外部の指導者では行うことができません。本村の吹奏楽クラブについては、

職員室とセキュリティが分離した音楽室と校舎から離れた別棟の生涯学習施設で行っているため問題はありませんが、美術クラブは校舎の美術室を利用しています。現在、指導者は兼職兼業の教員であり、校舎の開閉を行うことができますが、今後、外部指導者となった場合を想定して、対応できる方法の検討が必要となります。

続いて、大会への参加資格の課題です。

現在、中学校体育連盟、中体連というものでありますが、そこが主催する大会ですとか、吹奏楽連盟の主催するコンクールに地域クラブが参加することができるようになっております。しかしながら、参加する競技によっては、地域クラブの実施団体に対して指導者の資格があることを求める場合があります。

一例を挙げますと、卓球という競技の参加資格については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者卓球公認コーチ1級以上が必ず1名は在籍していることとなっております、実はこの資格は長野県で取得することができず、資格を取得するためには、研修カリキュラム65時間を受講しなければならず、受講・登録料で数万円かかるため、指導者個人への負担が多くなるということがあります。

現在、部活動として参加する場合は、卓球の場合不要となっておりますが、こういった大会参加の地域展開においても、今後、対応を考えていく必要があります。

以上のような課題がありますが、運営団体である中学校スポーツ・文化活動運営協議会の中で協議して、対応を今後も検討していく所存であります。

また、議員御指摘の指導者のわくわくクラブ加入についてであります。各クラブの規約に、生徒会員と指導者はわくわくクラブに加入した者であることと規定されております。加入の義務づけの理由といたしましては、休日の地域クラブはわくわくクラブの中学生クラブに登録し、中学校期の心身の健全な育成を支えることを大事に考えること、地域住民の受益者負担と自主運営を大切に活動していることを目的としているためであります。

このことから、指導者の皆様にもわくわくクラブに加入していただき、活動していただくことが最良であると考えております。わくわくクラブに加入することによって、団体保険にも加入できます。指導者御自身の万が一のけがですとか、第三者に万が一のことがあった場合の損害賠償責任も保障されております。

今後も、各クラブには新年度の前に運営協議会を通じて、その都度説明をしていきたいと考えております。また、不明な点等あれば、事務局で個別に対応していくことも考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 様々課題があつて、一番はこの指導者がやはり地域の方たちが参加していただいて、地域の子供たちは地域で育てるといふ、それが大前提の目標だと思ふので、先生たちにも頼らなきゃいけない部分はありますけれども、兼業の先生たち、本当にこれは地域でしっかりと体制をつくっていくことが大切だなと思ふ。

資格というの、私もサッカーに携わっていて資格を毎年更新していますが、お金がかかります。当然。ただ、それはしょうがないかなと思つて、私も好きでやっているのだからやらせていただいておりますが、そういう指導者が増えていただければありがたいなと思ふ。

次に、休日地域クラブの活動は、先ほど言ったように、教員の皆さんの働き方改革が前面

に出された取組でした。しかし、そのしわ寄せというか、一番大切にしなければいけないのが、働き方改革が前面に出ていたんですが、対象となった子供たちだと僕は思うんですね。

そこで、中学年代のスポーツや文化活動のこの支援について少し伺いたいと思います。

今回、特に3年生の活動についてです。

これは、3年生は大会やコンクールが終わってしまえば、活動がそこで終わるというような流れが今まで通常、普通だったのかなと思います。だから、一般的には7月までの大会とかコンクールで卒業というような、クラブは卒業みたいな形になっていたと思うんですが、この一番中学生年代って本当に多感な年代で、人間形成に大きく影響を受ける年代だと言われております。吸収も早い。

当然、部活、地域クラブが終われば、受験勉強を始める子供たちもいると思いますが、スポーツや文化活動をまた進学して続けたいという子供は、このスキルをアップしていきたいという考えを持っていると思うんですね。そういう子供たちの技術を高めるために受皿をつくる必要があると思うんですが、この環境を整えることが、非常に村として、教育委員会として大切な取組になってくると思うんですが、この点について教育長に伺いたいと思います。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 中学生期の年代の活動の支援をどう進めるかについての御質問でございます。

今までの部活動という仕組みの中では、3年生は議員御指摘のように、中学校の夏の大会の終了ですとか、吹奏楽等であれば、文化祭等の終了をひと区切りとして一斉に引退をしておりますが、今年4月からスタートしました休日の地域クラブについては、そういった引退という形はなく、3年生の3月まで、あくまでも個人の判断においてでありますけれども、活動を継続することができます。

しかしながら、そのPRがまだ不足しておりますので、今までの体制と同じような気持ちになっただけで生徒の皆さん、保護者の皆さんがいますので、そここのところでふつと切れるのではなく、高校からまた同じ種目、あるいは違った種目に自分の持ち味を発揮したいと願っている生徒さんの活動の場所は、この休日の地域クラブである程度担保することができるのではないかなと考えております。

平日の部活動は一旦区切りがつくわけですがけれども、休日においては、受験勉強の合間に気分転換ですとか、あるいは、先輩として後輩と一緒に活動していくというような活動も可能でありますので、そんな形で継続ができるように取り組んでまいりたいと思います。

また、幾つかのクラブでは、中学校に上がる村内の小学校6年生を対象として競技の体験をできる機会を設けており、子供たちにとって入会しやすい環境づくりに取り組んでおります。

今後も小学校から中学校へ、中学校から高校へと進学する時期において、スポーツや文化活動を行う機会が途切れることなく、継続的に行えるような支援を検討してまいりたいと思います。休日の地域クラブの基本理念は、地域の中で仲間とともに自分を磨くというものでありますので、この理念を大事にしながら、今、議員御指摘の点についても対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 休日クラブで受皿になっているという、すみません。大変良いことだと思います。また、これは部活についても平日のクラブに移行していこうという流れになっていますので、子供たちの本当の環境をよくしていただく取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中学校の第1グラウンドのトイレについて伺ひます。

これは以前、かなり前だと思ひます。くみ取り式のトイレがありましたが、現在は器具庫に変更されているのかなと思ひます。それでトイレがなくなったということで、その件について質問します。

第1グラウンドは、授業や休日クラブの対外試合などで使用されております。授業のときは、事前に教師の皆さんが校舎のトイレで済ましていきなさいというような号令をかけているそうです。休日の使用では、私の聞いたところは、学校のプールのトイレか村民体育館のトイレを利用していると伺ひております。

この現状についてどうなっているかを伺ひたいと思ひますが、教育長。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 中学校の第1グラウンドのトイレ整備に関する御質問でございます。

議員の御質問のとおり、中学校では、第1グラウンドを使用する授業や部活動があるときには、現在トイレがありませんので、事前にトイレで用を足すよう、生徒に指導してあります。また、休日の地域クラブにおいては、村民体育館のトイレを使用することや、中学校の体育館が開放されている場合は、体育館トイレを使用している状況であります。

しかしながら、グラウンドからトイレまで距離があることから、生徒にとっては不便な状況であることは承知しており、大変心苦しく思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そこで、トイレを造りませんかという質問になりますが、これは以前から、保護者の方とか学校なんかからも要望は上がっていたと思うんですね。

この第1グラウンド、私も村に要望したことがあるんですが、何か工事が難しいと。南側だとポンプアップをしなきゃいけなかったり、いろいろで何か難しいし、お金もかかるからということでそのまま今に至っているんですが、逆に北側の西というと、グラウンドレベルはそんなに変わらずに工事もあるのかなと思ひますが、このトイレの計画を進めていきませんかという質問です。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 今後のトイレ整備の計画についての御質問であります。

先ほど申し述べました不便さを解消するためにも、村としましては、令和9年度にトイレを整備する計画を現在進めてあります。さらに、中学校の第1グラウンドは、指定緊急避難場所に指定されておりますので、災害時にも避難場所機能の一部として活用できる設備を検

討していく方針であります。

あわせて、関係者の皆さんの意見を確認しながら、どのような仕様がよいのか、あるいは、どのような形式のトイレが利用者の利便性、防災機能、維持管理に適しているのか調査・検討を行いながら整備していきたいと考えております。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 計画されているということで、すみません。できれば前倒しで早くできればいいかなと思います。トイレだけじゃなくて、更衣室等も併用したような使いやすいものにしていただければと思います。いろいろな人の考えを聞きながら進めていただければと思います。

次に、村の入札の状況について伺います。

令和7年7月17日の指名競争入札では最低制限価格の誤りがあり、その村の対応についての質問です。

最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく公共工事の入札ルールです。目的はダンピング防止と品質確保のためで、多くの自治体で適用されております。最低制限価格は発注者、村が設定し、その設定価格を下回る入札は自動的に失格となる仕組みになっております。

令和7年7月17日の指名競争入札では、村では9者を指名して8者が辞退、1者だけが入札しております。村の説明では、入札は最低制限価格以下で不調として終了したが、担当課で内容を再確認したところ、最低制限価格の算出に誤りがあり、最低制限価格を下回っていた入札価格は設定価格の範囲内であったとして、入札した業者を落札者としております。顧問弁護士に相談して、法的には問題ないというような処理の仕方だったと説明がありました。

ほかの自治体では最低制限価格を下回る事案が多く、原因をチェックしたところ、システム設定ミスで価格設定に誤りが分かり、再入札の対応を取ったというような新聞記事も目にしました。

これは、厳正な公共工事の入札の本当に対応をしていかなければいけない事案だと思います。今回の村の対応について伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 入札関係につきましては、業務の責任者であります私のほうから答弁をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

議席番号7番、百瀬議員の令和7年7月17日の指名競争入札の最低制限価格の誤りがあった対応についてにお答えをさせていただきます。

百瀬議員御指摘の指名競争入札の件につきましては、最低制限価格の誤りについてという表題で、本年8月に村の対応を含め、村公式ウェブサイトで公表をいたしましたところですが、最低制限価格の誤りの原因といたしましては、最低制限価格の算出に当たりまして、本来建築コンサルタントの区分で算出をするところを、他の区分で算出をしていたためでございました。再計算の上、正規の最低制限価格と比較いたしましたところ、入札の札が最低制限価格を下回っていなかったことから、重複になりますけれども、その後の対応等に関しまして法的な面を考慮いたしまして、顧問弁護士に相談した上で、その札の事業者へ事情を

御説明申し上げ、落札者として手続を進めたところでございます。

また、本件の指名事業者の皆様へも、経緯及び村の対応につきまして、郵送にて御報告をいたしております。

現在は、担当者によります入力データの確認の徹底及び上長による複数でのチェックを確実に行うなど、再発防止に努めているところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 今回の対応がどうのこうのと言うつもりはありません。法的には問題なく処理したという今、答弁だったと思いますけれども、最低制限価格制度の導入から契約までの流れがガイドラインで示されております。これは、最低制限価格制度の導入及び最低制限価格算定の要綱の検討というのが1番、2番に村でいうと財務課への協議で、3番目に、最低制限価格制度の採用決定及び算定基準の策定、4として、また財務課への協議、5として予定価格の算定、6として最低制限価格の算定、7として最低制限価格の決定、8として請負人等選定委員会の協議、9として事前審査、10として予定価格調書の作成、11で入札、工事、入札説明書の明記。12で入札契約、13で結果の公表なんですよ。これがガイドラインの流れになっています。

だから、先ほどみたいなミスがなかなか起きにくい体制、流れを村としてしっかりとつくっていただいて、間違いがないように。公共工事の入札って、業者側からすると私も入札をしたことがないんですけども、厳正に行わなければいけないことなんです。入札、この金額を書いて札を出すということは、これは一発勝負なんですよ。だから、村としても発注者側としてもしっかりとそのことをやっていかなければ、業者側には信頼されない発注者というふうに見られちゃうわけですよ。だから、この入札制度って、本当に間違いがあっては本当にいけない制度だなというふうに私は感じております。

その中で、コンサル、設計について先ほどのものもそうなんです、辞退する会社が何かすごく多く見受けられているなという、ここ数年ですね。この件についての今後の村の対応について伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

田中副村長。

副村長（田中 俊彦） 続きまして、指名競争入札の辞退が多いが、今後の対応はという御質問にお答えをいたします。

先ほどの御質問の中でも百瀬委員より同様の御指摘がございましたが、計画的に工事等を発注をしております村といたしましても、辞退者がある、辞退者が多いということは、競争性の低下、すなわち適正な価格競争ができなくなるおそれがあり、望むところではございません。

競争性を確保するため、まずは、発注担当課等におきまして、入札に付す前に適正な単価で積算をしているのか、工期は現実的なのか、配置技術者の要件は必要十分かなど、必要に応じて上伊那広域連合の土木振興課や長野県住宅供給公社などへ紹介をするなど、設計書や仕様書の精査に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、指名業者の選定につきましても、村の入札参加資格者名簿の中から営業の種類に応じて事業者を選定しているところでございますが、業務によっては、申請書のみでは判

断できない場合もございますので、その場合は、入札事務担当者が直接事業者を確認をするほか、過去の事態や被験の実態での評価を含めまして、建設工事等請負人選定委員会の中で検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 価格なのか、その業者が忙し過ぎるのかというところの判断はなかなか難しいと思うんですが、原因がどこにあるかはしっかりと調査しないとイケないかなという考えで、今回質問させていただいています。

平成31年1月21日付の国土交通省告示第98号、令和6年1月9日国土交通省告示第8号については、設計業務の報酬の基準を決めたものが示されました。また、毎年、設計事務所協会から国土交通省の基準に基づいた報酬基準の準拠と最低制限価格の引上げなどの陳情が出されております。これは村と議会に出されていますので、議会は文書配布で現在終わっておりますが、村民の税金を使う事業なので、安いほうがいいのは当たり前です、それは。

ただ、それが業者が疲弊するような価格では業者も受けないという今、時代に入ってきています。そのことで事態が増えているとすると、価格の算出方法をもう一回見直す必要があるんだろうなと思います。

村の事業が成り立っていかないと健全な入札にもなっていないし、適正価格でのこの品質も工期も安全も確保されていきません。村の財産をつくっていくということですから、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

最低制限価格のガイドラインのところとか説明のところ、自治体では今回質問しませんが、低入札調査制度というの書かれております。これは、入札した後に今回対応したみたいな形のものになっていると思いますが、そんな研究もしていく必要があるのかなというふうに思います。

まずは価格設定、専門家がいなくてなかなか難しいかもしれないんですが、いろいろな方面からしっかりと取り組んでいく必要があるこの入札制度については、取り組んでいただきたいと思います。

次に、大芝荘の利活用について伺います。

これは、村民の皆さんが非常に関心が高い内容だと思います。2020年、令和2年ですか、閉鎖して今に至っております。この間、コロナワクチンの集団接種会場や大宗館等の文化財の虫干しや展示等を行って利用されてきましたが、築30年以上、33年ぐらい過ぎた建物です。施設の規模は宿泊棟が1階と2階、宴会場や食事処のバルや厨房、男女の温泉があったり共用スペースなど、これはざっと私が図面でちょっと計算したのでちょっと間違っているかもしれませんが、約2,300平方メートル、坪でいうと690坪ほどあるのかなと思います。

今年度中で方向性を出すと言われておりました。現在の進捗や進め方について村長に伺いたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。大芝荘の利活用の検討はという御質問でございます。

まずは、これまでの経緯から申し上げます。

大芝荘につきましては、利用者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が重なったことから、令和3年6月14日より休業としております。休業後は、教育委員会が所蔵する文化財の整理や虫干し、陰干し作業、また、一部展示の会場として活用され、本年度も掛け軸の虫干しや大芝高原まつりにおける文化財展示、有賀家に伝わる資料展示など、文化財関連事業に利用してきたところでございます。

一方で、建物の老朽化が進んでおり、雨漏りや給排水設備の不具合も確認されております。従来の宿泊施設としての再開には相応の修繕が必要であり、現時点では、慎重な判断が求められる状況でございます。

また、来年度リニューアルを予定いたしますふれあい交流センター大芝の湯において、宴会場を設置して、宴会機能を新たに付与する予定であります。こうした経緯を踏まえ、今後の大芝荘につきましては、当面の間は余裕財産として保持しながら、次の3点を柱として進めてまいります。

第1に、文化財の整理・保存・可視化の拠点としての活用であります。

現在、村内には数多くの文化財が分散をしており、その整理、保存の環境整備は重要な課題として捉えています。大芝荘はその空間的特性を生かし、文化財の集中的な整理拠点として、引き続き位置づけてまいりたい意向であります。

第2に、将来的な郷土館的機能の付与であります。大芝荘は、文化財の展示や保管に適した空間を一定程度備えており、郷土資料を体系的に整理・紹介する場としての可能性も期待されます。今後、文化振興の観点から、こうした方向性も視野に入れ、検討してまいります。

第3に、災害時のボランティア受入れ拠点としての活用であります。大芝高原は指定緊急避難場所であり、災害対応上も大変有効な立地となっております。必要に応じ、ボランティアの寝袋を用いた寝床や休憩スペースとして活用できるよう備えてまいります。

以上のとおり、大芝荘は休業後も新たな役割を担い始めており、村の文化財の可視化や整理、災害対応の拠点として活用しつつ、余裕財産として維持しながら、その将来像を慎重に見極めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（笹沼 美保） 百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 3点、村長からお話を今、伺いました。

ただ、大芝高原ってやはり南箕輪村のシンボルになる場所で、やはり人が集える場所づくりというのが一番大事なのかなという、子供たちから大人、高齢者までが集えて楽しめる場所。ただ、文化財を展示するスペースもつくることは必要。今、村の課題として大きくクローズアップされているところだと思います。

ただ、あれだけ先ほど言ったように、2,600平米ぐらいある建物ですから、壊してしまうのはもったいないのかなという思いがあります。何か今新しく壊して造ろうとすると、非常に物価が上がっていて、コロナ前の関係から1.5倍から、下手すれば2倍ぐらいかかってしまうという時代に入っています。

だから、村の財産、資源というものを活用しながら、多くの村民の皆さんの意見を聞くとまとまらない部分がありますけれども、本当にいいものにしていく、将来にわたっていいものの拠点を造っていくという私たちは責務があると思っておりますので、この件はしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、室町時代に能を大成させた世阿弥の名言です。初心忘るべからず。深い意味を持った言葉です。私も衆望に応える議員活動に励んでいきたいと思えます。

これで質問を終わります。

議長（笹沼 美保） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30時まで休憩とします。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時30分

議長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、西森一博議員。

1番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。通告書のとおり、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、AIの活用について質問させていただきます。

近年、AI技術の発展は目覚ましく、私自身も議員活動や仕事の中で、音声の文字起こしや文書の作成、要約、画像の生成など、多くの場面でAIを活用するようになっております。その精度は日々向上しておりまして、以前は手直しが必要だったものが、今ではほとんどそのまま使えるような、そのような精度になっております。特に、この生成AIによる動画などはAIがつくったと分からないほど高品質になってきておりまして、技術の進歩を実感しております。

こうしたAIですが、今や私たちの日常生活に溶け込みつつあります。行政でも、その活用が大きな課題となっております。

総務省の地方自治体におけるAI、RPAの導入状況調査というものによりますと、令和6年度時点で、AIを導入済みの団体は都道府県指定都市で100%、一方、市町村では58%にとどまっておりまして、実証中や導入予定を含めましても、約76%となっております。市町村のレベルでは、まだまだ導入が十分に進んでいない状況であります。

しかし、人口減少、人材不足が進む中で限られた職員で行政サービスを維持していくためには、AIの導入は避けて通れないテーマではあるかなと思っております。

ほかの自治体では、このチャットボットによる問合せの対応、議事録の自動作成、手書き文書のデジタル化などによって、業務時間の大幅な削減が報告されております。例えば、議事録作成においては、年間700時間以上の削減効果があったというデータもあります。

また、長野県では、2025年から生成AIの業務利用を本格的に開始する方針を示しております。そこには、リスクを理解しつつ積極的な活用を進めるとしておりまして、こうした流れを踏まえつつお伺いいたします。

現時点で、AIシステムを導入している業務があるのか。また、導入を検討している分野や今後の方針についてお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

AIの活用について、現時点で導入している業務があるのか。また、導入を検討している分野、今後の方針はという御質問であります。

現在のA Iシステムの導入状況であります。まず、音声文字起こしツールを導入しております。専用のモバイル端末を用いて、会議の音声をA I技術により、録音と同時に自動で文字化できるものでございます。ウェブブラウザ上の編集画面に音声内容が即時に表示されるため、会議を進めながら議事録の作成も可能です。令和4年度から長野県市町村自治振興組合による共同調達を活用しており、この文字起こしツールの導入によりまして、議事録作成時間の短縮という効果が得られています。

また、中学校におきましては、テストの採点におきまして、A I技術を活用した採点支援システムを導入しております。こちらも、教員の負担軽減に貢献しているとお聞きをしております。

次に、今後のA Iシステム導入予定について申し上げます。

全庁的に職員が利用する対話型の生成A Iツールにつきましては、導入の検討を進めてございます。現在、長野県市町村自治振興組合を中心に構成されている生成A I検討に関するワーキンググループに本村の担当係長が参加させていただき、共同調達の可能性も含め、検討を深めております。この生成A Iツールを活用することで、挨拶文や通知文の構成、文書の要約、企画・立案におけるアイデアの創出、議会対応時の情報収集、さらには、イラストや画像制作など、多岐にわたる業務において効率化が期待されます。

また、これまで個々の職員の経験や勘に依存していた業務の一定の標準化が図られ、職員が本来注力すべき企画調整業務に時間を振り向けられるようになるなど、時間創出の効果も見込んでおります。こうした取組は、結果として住民サービスの迅速化や質の向上にもつながる可能性が高いと考えています。

加えて、A Iの活用は、職員一人一人のデジタルスキルの向上にも寄与し、将来的な行政のデジタル化の進展にも備えるものとなります。

一方で、情報セキュリティの確保は極めて重要でございます。行政の専用ネットワークであるL G W A N上で利用できるツールの選定など、安心して利用できる環境整備が必要です。

また、A I活用の範囲や役割を明確にし、最終的な判断は人が行うという基本原則を徹底するなど、透明性と倫理性にも十分配慮することが求められています。

そのため、導入に当たりましては、効果的かつ安全な運用のためのガイドラインを整備し、利用促進とリスク低減を両立させ、段階的に進めてまいり所存であります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。非常に前向きな検討をいただいているということで、ありがたいなと思っております。

このA Iを業務効率化のための単なる道具としてではなくて、職員が住民と向き合う時間を見い出す手段として生かすべきかなと思っております。A Iが事務作業を担い、人が地域と人に向き合う部分に集中できる環境こそ、住民サービスの質を高めることにつながると考えられます。

そこで、A Iを積極的に導入し、業務の効率化を進めることで住民サービスの向上を図るというこの観点から、村長は今後のA I導入をどのように考えているかお聞かせください。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 自治体にこのA Iの導入が求められる背景としては、人口減少に伴う職員数の縮小、また、専門的な人材の確保の難しさなどが挙げられます。

そのような中、自治体には安定的で持続可能な住民サービスの提供を求められており、そのためには一層業務の効率化を進め、職員を単純事務から開放しまして、本来の人が担うべき判断業務や地域課題の解決に集中できる環境を整えてまいりたいというところでございます。

今回、このA I技術を活用することで、文書作成やデータ集計などの定型業務については一定程度自動化できるほか、高度な判断をする際の補助やその背景となる課題の分析など、判断の業務の質を高めることがA Iの活用によってできる可能性があります。また、先ほどの繰り返しになりますが、限られた人員をより重要な業務に充てることで、住民サービスの向上にもつながるものと考えています。

一方で、A Iの活用には、留意しなくてはならない点もございます。判断根拠の透明性、情報セキュリティの確保、誤出力への適切な対応など、人間による最終確認、これは欠かすことができないものであります。

こうした観点を踏まえつつ、A I導入が職員の業務改善の意識を高める契機となり、持続可能な行政運営に寄与するよう、慎重かつ前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

イメージとしては、やはり情熱的な仕事は引き続き人がこなし、どちらかというところ、時間のかかる定常的なちょっと言葉を選ばませんが、やっつけ仕事みたいなところはA Iにやっていただいて、最終的に人間が確認といったところで区分していったらどうかと思っております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。私もA I、デジタル的に使えるもの、ルーティン化しているような作業はもうA Iに任せて、人との対面でコミュニケーションを取るもの、そういったものに注力していくのが一番いいのかなと思っておりますので、今後もどんどん効率化を考えていくと、導入を進めていただきたいなと思います。

今度は、教育分野におけるA Iの利用についてお聞きいたします。

文部科学省のガイドラインでは、生成A Iを理解し、学びを生かす力の育成が重要とされるその一方で、特に小中学校では、子供の思考力や表現力の発達への影響に配慮が必要としております。教材の作成支援の活用などが考えられる一方で、教育現場では、慎重な対応が求められるのかなというところです。

そこで、教育現場におけるA Iの活用について、教育委員会としてどのような考えを持っているか、また、方針を持っているのかというのをお聞かせください。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えいたします。

教育現場におけるA Iの活用について、教育委員会として、どのような考え方や方針を持っているのかについての御質問であります。

学習したデータを基にテキストや画像などをつくり出す生成人工知能、A Iが急速に進化・普及していく中で、教育現場においても、その対応が求められています。

2024年末、文科省から小中高向けの指針として、生成A Iに関するガイドラインが示されました。生成A Iの活用に関する基本的な考え方としましては、文科省の生成A Iガイドラインに基づき、次の2点を大事に考えていきたいと思えます。

1点目は、人間中心の利活用の推進であります。

具体的には、生成A Iを有用な道具になり得るものと捉え、A Iの情報を参考の一つとして、そのリスクや懸念を踏まえた上で最後は人間が判断し、責任を持つことが重要と考えます。また、学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するのか。あるいは、教育活動の目的を達成するののかといった観点から、効果的であるかどうかを吟味した上で、利活用を進めます。いずれにしましても、学びの専門職としての教師の役割が今後一層重要になると考えます。

2点目は、情報活用能力の育成・強化を図ります。

まず、生成A Iの仕組みを理解し学びに生かしていく視点、近い将来、生成A Iを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢を大事にしていきたいと思えます。そして、生成A Iが社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要と捉えております。

続いて、A Iを活用していく方針であります。教職員が公務で利活用する場面のポイントと児童生徒が学習活動で利活用する場面のポイントに分けて考えていきたいと思えます。

まず、教職員が公務で利活用する場面においては、公務において利活用することで、公務の効率化や質の向上等、働き方改革につなげていくことが期待されます。現在、中学校では、一部生成A Iを活用した採点システム百問繚乱というものを使用しており、公務の効率化が図られております。公務の対応や教材作成等において、積極的な利活用を進めたいと思えます。教職員自身が新たな技術になれ親しみ、利便性や懸念点を知っておくことは、児童生徒の学びを高度化する観点からも重要と考えます。

次に、児童生徒が学習活動で利活用する場面においては、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上での利活用を検討したいと思えます。具体的には、生成A I自体の仕組みを学ぶ場面、使い方を学ぶ場面、各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面等を組み合わせたり、行き来したりしながら、生成A Iの仕組みへの理解や学びに生かす力を少しずつ高めていきたいと思えます。小学生の直接利用についてはまだまだ発達段階の途上でありますので、より慎重に検討していきたいと思えます。

いずれにしましても、子供たちの学ぶ力が高まるよう、子供たちの発達段階に応じて適切な利活用を考えたいと思っております。

以上であります。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

やはり特に小学生においては、非常にこのA Iというのが発達に影響し得る可能性が非常に高いと思えます。私も思えます。すごく慎重に検討していただきたいと思えます。

そこで、この生成A Iの進化によって、現実と仮想の区別がつきにくくなる時代が近づいてきております。今後この子供たちは、A Iがつくり出した文章や画像、映像などに日常的

に触れることになっていきます。その中には、フェイクコンテンツや虚偽の情報も含まれ、このうそを見抜く力というものも求められてくるのかなというところでは。

この生成A Iは、教育現場で新たな可能性をもたらす一方で、情報モラルの教育やリテラシー教育の強化という課題も生まれてくるのかなど。こうしたA I時代の情報リテラシー教育や虚偽情報への対応などについて、どのような課題認識を持っているか、どのような対応をしていくのかというのをお聞かせください。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教 育 長（尾形 浩） A I時代の情報リテラシー教育や偽情報等への対応についてのどのような課題意識を持って対応していくのかということについての質問でございます。

生成A Iの普及により、偽情報が増加するといった懸念、フィルターバブル等に子供がさらされているといった声、生成A Iを使って偽の性的画像や動画が簡単につくれるようになり、子供たちが軽い気持ちで作り、ネット上に拡散してしまっ、被害者にも加害者にもなる可能性があるといった問題点の指摘がございます。

そんな中においては、先ほども申し述べましたが、発達の段階に応じた児童生徒の情報モラルを育成することがますます重要であると考えます。また、生成A Iの特徴を踏まえれば、情報の真偽を確かめる、いわゆるファクトチェックの方法等も、これらの活動の一環として意識的に学んでいくことが望ましいと捉えています。

特に、生成A Iを授業に導入する段階においては、生成A Iが出力する情報を読み解く力の育成がポイントになると思います。そこに書かれていることを正しく理解できる読解力の育成、具体的には、教科書を読んで自学自習ができる、そのような読解力の養成が必要となってくると考えます。

あわせて、今後、生成A Iの普及も念頭に置きつつ、発達の段階に応じて、次のような学習活動が必要になってくると考えております。

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利、例えば、著作権や肖像権があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動、インターネット上に発信された情報は、基本的には広く公開される可能性があり、どこかに記録が残り、完全に消し去ることはできないといった情報や、情報技術の特性について理解を促す学習活動などです。

子供たちに情報活用能力の育成を進めていく上において、1つ目として、生成A Iが社会の中で果たす役割や影響、生成A Iに関する法及び制度やマナー等について、科学的な理解に裏打ちされた形で理解することを大事にしたいかと思います。

2つ目として、問題の発見・解決等に向けて生成A Iを適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参加する態度も合わせて身につけていくこと。この2つに重点を置きたいと思っております。

今後、生成A Iがさらにスピード感を持って社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、子供たちの発達の段階や小中といった学校の段階、子供たちを取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成をより一層充実させていきたいと

考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。AIの進化はまだまだもっともっと進んでいくと思いますし、教育、多分それを追いつけ追い越せじゃないですけど、教育は多分後から追いかけるような形になっていくのかなと思いますので、ところどころで特に情報リテラシーの教育というのは大切になってくるかなと思います。

最近ですと、AIもまた進化を進めておりまして、例えば、自分の画像をAIのほうに放り込みまして、そこに例えば自分が着てみたい服とかズボンと一緒に入れるんです、画像を。そうすると、AIが着せてくれるんですよ。そうすると、第三者目線で自分がどういう状況かというのを、似合うのか似合わないかというのを第三者目線で見ることもできると。そのぐらいまた新しい可能性が出てきています。

AIは良い面と悪い面がありますので、そういったところを子供たちにしっかり教えていただくというのがよろしいかなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

自治会の将来についてです。

地域のつながりを大切にしてきた時代から、家族や個人の時間を重視する時代へと変化をしております。自治会活動への参加意欲が低下してきておりまして、役員の成り手不足、集金や作業の負担感、消防団の減少など、地域活動の担い手不足が深刻化してきております。

このような状況を受けまして、当村では持続可能な自治会検討委員会が立ち上がり、そこで役員や係の負担軽減、集金の方法の見直しなど、現行の組織を維持するための対策が議論されてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化、そして、このSNSやデジタルツールによる距離を超えたつながりといったものが広がりを見せている中、従来の地縁型の自治会が今後も同じ形で持続できるかには、私自身ちょっと大きな課題があるのかなと思っております。今後の自治会運営を考える上で、日常業務と地域のつながりというものを分けて考える必要があるのかなと思います。

昨年の若者議会で村長が述べられた日常と非日常を分けて考えるという言葉を踏まえて、私は事務局を設置してみてもという提案をさせていただきます。例えば、事務局が環境の整備や地区要望の受け付け、行政の連絡業務等、いわゆる実務と呼ばれるようなものを事務局のほうで担いまして、一方で、今まである自治会はお祭りとか親睦行事、そういった人のつながりを大切にするようなそういった活動に注視すると。このように役割を分けることで、負担を減らしながら地域の絆を維持できるのではないかなと考えております。

そこで、地区ごとに事務局を設置して、日常的な業務を担う仕組みを導入するような考えについて、村長の御意見をお伺いいたします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 自治会の将来について、地区ごとに事務局を設置し、日常的な業務を担う仕組みを導入する考えはあるかという御質問でございます。

地域コミュニティ、非常に価値の高いものであります。これまで村では、それほど投資を

してこなくてもこの地域コミュニティというのが成り立っておりまして、様々な面でこの村の発展、また、維持に貢献をしてきたというところがございます。

しかしながら、時代の流れとともにその地域コミュニティの力が弱まっていく、先ほど議員も家族、個人の時間を大事にするというのがありました。そういった時代の流れで、それはそれとしてしょうがないというところがございます。そうであれば、コミュニティというものは非常に価値が高いものでありますので、そこにある程度村も投資をして、その力が発揮されるよう維持をしていく、そういった視点は大切なのかなと思っています。

そういったこともありまして、村では今年度から自治会業務を日常的に担う人材として、集落支援員の任用を本格的に進め、自治会への配置を開始をいたしました。支援員が担っている業務は、まさに議員がお示しになった日常業務を担う事務局に分類する内容が多いと感じております。

今年度は北殿と田畑区へ配置を行いました。現場の状況を区長などに伺いますと、事務文書の作成や公民館の環境整備などを担うことで、役員の負担軽減につながっているとの声をいただいております。

また、いずれの支援員も地元の方でありますので、区の事情に精通していることが活動を円滑に進める大きな利点となっているとお聞きしております。今後も12地区全てに仮に配置が進めば、結果として地区ごとに事務局機能が整い、日常教務も整う仕組みにも近づくのかなと考えます。

ただ、この仕組みを正式に導入するかどうかは、あくまでも自治会、自治組織ですので、自治会の御判断によるものでございます。一つの意見としては、情報や権限が事務局側へ過度に集中してしまう、こういった懸念を表明されておられる区もございます。

今後も各区の実情や御要望を丁寧にかたがたに伺いながら、集約支援による支援体制を通じて、自治会の事務局的な活動をしっかりと支えてまいりたいという考えであります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

今、どんどん進めている集落支援員ですが、ちょっとお伺いすると、そこそこいろいろと課題もあるということもお聞きしております。今回のこういった提案をさせていただいたのも、そういった課題解決につながるかなというところの一部もありまして提案させていただきました。やってくれというわけではなくて、いろんな可能性があると思うんですね。その自治会を運営していく、継続させる、いろんな課題に対応すると。その一つとして考えていただければなというところでもあります。

もう一つ、この自治会の活動において、皆さん係とか役員として参加されるわけですが、この自治会活動においては、無償が当たり前という意識が根強くあるわけです。それが活動離れを招いている面もあるのかなと思います。

中込区には2つ公園があるんですが、本来はそこは区が管理するというものです。しかし、なかなかちょっと管理しにくいという現状もありまして、かといって、その公園の状況、状態があんまりよくないというところもあります。

そこで、区とは別に公園の整備委員会というのを有志で組織いたしました。こちらですが、村の地域活動支援補助金を活用しながら、住民の技能や経験というのを生かして、これに関

しては、有償ボランティアとして作業に参加していただきました。

自治会活動の担い手の減少が進んでいく中で、草刈り環境の整備などの活動を持続させるために、この有償ボランティアとして住民の力を活用する仕組みについて、村長の見解をお聞きいたします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 有償ボランティアとして住民の力を活用する仕組みについての見解はという御質問でございます。

まず、公園また公民館周辺など、地域の皆さんの関心が高い公共的な場所において、住民の皆さんが有償ボランティアとして作業していただくことにつきましては、特段の異論はございません。議員がお示しのとおり、有志で組織された団体が地域活動支援補助金を活用し、公園の整備や、または、今回は岩も撤去されたとお聞きをしております。そういったそれぞれの経験を生かして中規模の整備まで担っていただいている事例については、まさに地域力が発揮された望ましい取組であると捉えております。

一方で、論点となりますのは、対象となる範囲や質をどのように拡充していくかという点であります。都市部では自然が限られているため、草刈りや環境整備の対象となる場所は比較的少なく、また、人口密度が高いため業務委託に必要な費用を確保しやすく、広い範囲で質の高い整備が行われております。

一方、地方である本村は豊かな自然に恵まれている反面、草刈りや環境整備を必要とする場所が広範囲に及びます。加えて、人口密度が低いため、自治体が費用を投じられる範囲にも限界があり、例えば、都市部と同様の業者委託方式を広範に展開することは実際は不可能であります。議員におかれましても、この構造的な課題を御認識の上で、今回、有償ボランティアという御提案をいただいているものと受け止めております。

その上で私の見解として申し上げます、私たちは豊かな自然を享受している一方、その環境を維持していくためには、地域として一定の労力を担っていくことも、自然の恩恵を受ける者としての責任であると考えています。とりわけ、自宅周辺や自治会区域内の草刈り、環境整備につきましては、これまでどおり、地域の皆さんの御理解と御協力をいただきながら進めていくことが望ましいと考えます。

その上で、地域の負担を少しでも軽減するための方策として、まず、対象とする範囲を明確にし、地域の皆さんの関心が高い公共的な内容を優先して、有償ボランティアの活用や補助制度の効果的な運用を進めていくことが一案として考えられるかなと思います。また、その担い手をどのような体制で組織するかについては、村で組織する方法、自治会が主体となる方法、有志団体による方法など、様々な形が考えられます。

ここでは詳細に踏み込みませんが、例えば、村として組織する場合は、お願いしたい業務の内容やレベル、また、その報酬等をあらかじめ掲示をするなど、若い方にも届くような斬新な仕組みが必要であると考えています。

どちらにしても、地域の実情に応じたこうした取組を支えていく姿勢を持ちながら、持続可能な地域活動の在り方を皆様とともに今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（笹沼 美保） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

私もやはり身の回り、せめて自分たちの住む半径10メートル以内は自分たちで管理していくのが理想かなと思っております。しかしながら、どうしても高齢化で家の周りもちょっとなかなか難しいよなんていう方も非常に多いので、そういったところの受皿も必要なのかなと思っております。

地域コミュニティの維持は、安心・安全な村づくりと住民福祉の向上に不可欠です。これまでの慣習にとらわれずに、将来を見据えた大胆な発想転換というのも必要なと思います。そういったところで、よりよい村になることを望み、私の質問を終了とさせていただきます。議 長（笹沼 美保） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから、2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

議 長（笹沼 美保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 議席番号9番、唐澤由江です。あらかじめ通告いたしました5点について質問いたします。

まず1番、中高生に防災や消防事業参加をとということです。

朝、テレビを見ていました。中高生の目線で地域住民の橋渡しでやわらぐ中学生が、消防団と一緒にAEDを使った訓練や心臓マッサージを一緒にしておりました。また、消火栓のそばでホースを持ってきびきびと訓練している様子が映っています。これはすばらしい、将来に向けた消防団の成り手不足解消につながるのではないのかと見た次第です。こういうことを見習いして消防体験ができれば、若い村としてもとてもふさわしいアイデアではないか。今後のボランティアやコミュニティ活動の醸成につながっていくのではないかと思います。

各地で中高生に消防や防災の取組がなされているが、村の考えをお聞きします。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の質問にお答えをいたします。

中高生に防災や消防事業参加をとという中で、まずは、各地で中高生に消防や防災の取組がなされているが、村の考えはという御質問をいただいております。

未来を担う子供たちに消防や防災を身近に感じてもらう機会として、村では、大芝高原まつりの防災コーナーをはじめ、消防車への試乗や放水体験、防災食づくりなどの体験型講座を地区の防災訓練や各種イベントを通じて実施し、防災意識の向上と消防団のPRにもつなげております。

また、防災出前講座では、希望のある小学校を中心に、クラスや学年単位で防災の基礎知識、救護、救急、炊き出し体験などの学習を行っております。

一方で、御質問の中高生を対象とした防災・消防分野の取組については、現時点では主立った事業はなく、防災計画や訓練においても、中高生に特化したプログラムは位置づけられておりません。地域のつながりを強化し、将来に備える観点からも、中高生が地域住民の一員として防災訓練や防災活動に参加する意義は大きいと考えております。炊き出しや初期消

火、避難所設営などは中高生でも参加が可能であり、次世代の防災・減災を担う人材の育成にもつながる取組であります。

若い世代の意見も取り入れながら、こういった取組を前向きに考え、地域防災力の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

中高生にあらゆる機会を捉えて消防団活動、また、避難訓練等の状況が共有できればと思いますので、村の積極的な考えを実践していただきたいと思います。

2番に、資格取得補助や消防と連携する機会を設けてはということですが、これは、東京都の荒川区の中高生等の防災士資格の取得を補助して、将来的な地域防災の担い手育成が狙いというものだそうですが、まず、防災士は日本防災士機構が認定する民間資格で、災害に関する知識と実践力を持ち、自助・共助・協働の原則に基づき、地域や職場の防災リーダーとして減災や防災力向上を目指す人です。

東京の荒川区では、12歳から18歳までの中高生に防災士の資格取得のための受験料、登録料を全額補助するというものだそうです。未来への投資ということで防災・消防に役立つと思うわけですが、講座の認証登録料の全額補助について村長の考えをお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 中高生に対して資格取得補助、また、消防と連携する機会を設けてはという御提案をいただいております。

議員御説明のとおり、東京都の23区の荒川区では、区内在住の中高生を対象に防災士資格取得費用を全額補助する制度がありまして、この費用、防災士養成研修講座の受講料、防災士資格試験の受験料、防災士認証登録の費用、これを全額補助をされているということで、今年から始まった新しい制度ということです。かなり斬新で、将来を見越した投資というところでは、面白い仕組みであると感じたところがございます。若い世代の防災の知識と技能を身につけてもらう取組として、この資格取得を通じて地域の防災力を高め、未来の防災リーダーを育成する目的とうたわれております。

現在、荒川区には400人近い防災士の皆さんがいらっしゃるということで、この防災士資格を実際に取得した中高生は、この防災士の皆様と一緒に防災活動や訓練などに取り組んでいるということで、大変すばらしい取組であるかなと思います。

この中高生が防災や消防に関わること、防災士になることは、未来の防災リーダー育成、地域防災力の強化、防災意識の世代間伝達という3つの大きな期待にもつながり、効果としては、災害時の即応力は学習面での教育効果も確認されるのではないかと考えております。

今後、ちょっと荒川区のほうにも実際のところどうなのかということをお聞きをいたしまして、ちょっとこちらのほうでも研究を進めさせていただきまして、私たちの想像以上にもしかしたら効果も出ていることも可能性としては考えられますので、ひとつちょっと研究させていただければと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 東京都の元職員であった村長さんから、江戸川区でしたっけ、立派なお話をお聞きしてありがとうございます。しっかり前向きに取り組んでいただくようお願いいたします。

次に移ります。

空き家解消策は。

住んでいた人がいなくなって、ほとんど空き家になって、村は3市町村で空き家対策機能をやっているわけですが、バンクに登録しにくい面もあつたり、古くて売れない物件が多かつたりということで、大阪府大東市の空き家対策事業を見てみました。

それは、空き家流通促進補助制度を創設したそうで、これまでリフォーム補助の要件が築20年以上だったのを築5年に緩和し、個人だけではなく、宅建業者も対象とした。補助対象となる経費は、増築工事、屋根、雨どい、外壁の修繕、舗装などの外装工事、畳の取り替えなどの内装工事、雨戸、サッシ、ふすまの建具工事、電気・ガス等の設備工事、トイレ・風呂・キッチンなど水回りの改修や給排水工事。

内容としては、1戸当たり20万円を基本額とし、地区外から転入した40歳以下の夫婦、小学生以下の子供のいるなどの条件を満たせば補助額が加算され、最大75万円を補助するというもので、集合住宅をリフォームする場合は1棟60万円とするということで、ちょっとなかなか空き家対策が進まないなと思っていたところでこのような記事を読みましたので、村へ提案した次第です。よろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 空き家に関する御質問であります。大阪府の先進事例を御紹介していただきました。

現在、村におきまして、村の空き家に対する補助制度につきましては、空き家バンクへ登録される物件を対象とした空き家改修等補助金がございます。これは、所有者、購入者のいずれも活用できまして、20万円以上の改修工事に対して2分の1を補助し、上限は50万円としております。この補助金については、築年数の制限は設けていないというところで、この部分は大阪より進んだ制度かなとは思いますが、所有者、購入者いずれかしか利用できませんので、業者というところは、現在、利用対象者には大阪と違って入っておりません。また、上限も50万円ですので、75万円と比べると3分の2程度というところで、少し大阪に比べると少ないのかなというところを感じたところでございます。

空き家は長期間放置されることで急速に傷みが進むため、居住可能な段階での活用が極めて重要であります。所有者の皆様には、有効活用の選択肢として、今、空き家対策がなかなか進んでおらないという御指摘をいただきましたが、まずは、空き家バンクの活用を積極的に御検討いただきたいと考えております。

また、同じく住宅リフォーム補助金につきましても、居住中の住宅を対象に30万円以上の工事に対して最大10万円を補助しておりまして、こちらも築年数の条件は定めていないというところがございます。

議員御指摘の先進的な地域の取組も参考にさせていただきながら、今後も空き家の利活用促進に向けて、村としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 建具の工事だとか給排水工事とか、様々な業者が関われる簡単なリフォーム補助、あるいは空き家対策事業、ぜひ拡充していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

老老介護世帯の生活負担を軽減しては。

負担を軽減するために、生活支援サービス要介護1以上で家事支援、家屋等の修繕、通院費補助などで利用できる券を支給してはというのですが、村ではごみ出し等、まっくん支え合い事業があります。一向に利用が進まなかったりということで、なぜ原因なのかなとも思いますが、現金のやり取りではなく、サービス券活用でやったらどうかという、これは岡山県津山市の状況です。

家事支援が調理・片づけ、買物代行、洗濯、屋内・屋外の掃除など、家屋等の修繕はふすまや畳の張替え、建具の修繕など、通院費の介助は、通院介助、入退院の付添いなどといった生活支援サービスを利用する際に使える券は月2,000円分、500円を4枚、最大で2万4,000円分を支給するというものだそうです。

対象となるのは世帯全員が65歳以上の住民税非課税世帯で、要介護者の介護度が要介護1以上、かつ在宅で高齢者が高齢者を介護している状態・世帯で、対象者が施設に入所した場合や64歳以下の人と同居した場合などは資格がなくなるというもので、今はお米券などサービス系の活用が話題なのですが、現金のやり取りでなく、やっぱり利用券のやり取りのほうが身近かなと思った次第ですが、村長のお考えをお聞きします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 老老介護世帯の生活負担を軽減してはというところで、まっくん支え合いの現金をチケットに変えるという点は、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

現在、本村が実施をしております利用券事業といたしましては、ゆうゆうチケットがございます。これは、要介護3、4、5に認定された方を在宅で介護している介護者に対し、年間1万2,000円分の利用券をお渡しし、入浴・食事・タクシー・薬局などで御利用いただけるものであります。

あわせて、介護慰労金として、要介護3の方を介護されている場合は月額8,000円、要介護4、5では月額1万4,000円、また、要介護2で認知症区分が3以上の方を介護されている場合は、月額5,000円を支給しております。こちらは、いずれの制度も老老介護に限定しているものではなく、また、住民税非課税といった所得制限も設けておりません。

こういったところ、ほかの自治体も同様の事業と比較いたしますと、対象範囲や運用方法に違いはありますが、この特に慰労金を含めた総合的な支援額については、本村の水準は決して低いものではなく、介護者の生活支援に一定の効果を上げているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、当面は現在の事業を継続し、在宅介護を支える取組として引き続き運用してまいりたいと考えております。

まっくん支え合いの現金をチケットにしてはという点は、担当課長よりお答えいたします。よろしく願いいたします。

議長（笹沼 美保） 山崎福祉課長。

福祉課長（山崎 一） 唐澤議員の御質問の中に、まっくん支え合い事業が進んでいないというような御指摘が含まれておりましたので、福祉課長より説明したいと思います。

まっくん支え合い事業は有償ボランティアによる事業なので、有償ボランティアの数がなかなか集まらないということもありますが、利用する側もボランティアさんをお願いする遠慮もあるのか、進んでいないという原因はその辺りにあるのかなと考えています。

御質問の中で、老老介護の生活負担というよりは、ごみ出しを主体とした困り事に対する解決策ではございますが、例えば、伊那市ではシルバー人材センターをはじめ、そういった事業所にごみ出しや庭木の剪定などをお願いできるチケット制度があると聞いております。その辺りも参考にしながら、まっくん支え合いのボランティアの募集については、例えば、11月30日に行った支え合いフォーラムのような場で募集をしたところ、中原寮の学生さんが応募してくれたとかそういった好事例もある中で、大事にしていきたい事業ではあります。

一方で、そういったチケット制で取り組んでいる市町村もあるので、その辺りは状況を調査して検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 老老介護というよりは、確かにいろいろな介護に関する補助制度は村はずばらしい取組をしているということは、十分、私自身も母を8年みた経験上、そういうことも分かっておりますが、利用しやすい条件で利用が進めるように、介護の面で取り組んでいただくようお願いします。

次の4番に移ります。

カスハラ対策ということで、いろいろ最近、新聞等やテレビ等でカスハラ対策マニュアルを策定したということが出ておりますが、行政サービスの利用者が職員に対してその業務に対して行われる著しい迷惑行為であって、職員の勤務環境を害するものということで、著しい迷惑行為に該当するかどうかについて、申出要求内容の妥当性と手段、対応の違法相当性の観点から判断、迷惑行為の不当性が著しいとまでは言えない場合は、内容と手段、態度、対応を総合的に判断すること。

いろいろ様々な対応で、職員が電話対応の場合は30分とか、ひどい中傷を受けている場合は60分とか、執拗な暴言がある場合は15分というようなコンプライアンスを設けている先進事例があるようですが、村の状況はどうなのでしょう。お願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村にもカスタマーハラスメントの対応マニュアルが必要。村の状況は、策定の考えはという御質問でございます。

このカスタマーハラスメントであります。2010年代前半から、悪質なクレーム行為を指す言葉として広く一般的に用いられるようになり、近年では、略称のカスハラという略語とともに、社会問題として広く認識されるようになってまいりました。

本村におきましても、この言葉が定着する以前から、威圧的な言動や職員に対する執拗な批判、長時間にわたる繰り返しの電話対応など、対応に苦慮する事例については少なからず発生してきておるところでございます。

その中で、特に深刻な案件については、顧問弁護士への相談やその対応自体の委任を行うとともに、今年度につきましては、職員向けの研修会を開催するなど、組織としての対応力向上に努めております。しかしながら、現時点では、このカスハラ対応マニュアルというものの策定までには至っておりません。

こうした中、官民を問わず、このカスタマーハラスメントが社会問題化する状況を受けまして、今年6月には労働施策総合推進法が改正され、公布日から1年6か月以内に施行される予定となっております。この推進法の改正によりまして、自治体や企業に対し、カスタマーハラスメントへの対策が義務化されるとともに、行為の定義や事業者が講ずべき具体的措置に関する指針が国から示される見込みであります。

また、長野県においても、10月30日に長野県カスハラゼロ共同宣言が行われ、地域全体で対策を進めていこうという機運が高まっております。カスタマーハラスメントは、正当な住民対応と不当な要求との線引きが少し難しい面、そういった側面を有しておりますが、今後は国や県の指針等を踏まえ、本村においても、カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定を進めます。職員が安心して業務に従事できるよう、組織として適切に対応できる体制を整えてまいります。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） カスハラ対策をしっかりとやっていただいて、職員が本当に安心して仕事ができるように前向きに答弁していただきました。よろしくお願いいたします。

最後に、いじめ不登校解決策として新教育長にお聞きしたいと思うんですが、まず、南部小学校が開校して30年が経過しました。私もかつて職員時代から確認しておりますが、南部小は不登校は全くないというふうに校長が言っておりました。なぜか、いつの間にか3校ともいじめや不登校が多くなってきました。

最近、日経新聞を見ますと、10月に不登校の小中学生が最多の35万人になったと報じられた。文科省によると、増加率が2023年に比べ、大幅に低下した。それは、教室に入れなときやリラックスしたいときに児童生徒が利用できる校内教育支援センターを設置するなどの対策を講じた成果だとしている。しかしながら、小学生の44人に1人、中学生の15人に1人が不登校という現状は深刻と言わざるを得ない。

子供が不登校になると、5人に1人の親が離職しているという。それは日本経済にとっても深刻な問題だ。ここに報道ではしゃべられていなかった一つの事実がある。不登校は高校になると激減するのだ。中学生の不登校が21万人余りなのに、高校生になると6万人余りと、約3割の水準に激減する。今日、高校進学率は98.7%、ほとんどの生徒が高校に進学するが、中学で不登校だった生徒も、高校に進学した途端にほとんどが学校に行くようになるのだ。

高校では通学スタイルが選択可能で、駄目なら高等学校卒業程度認定試験、旧大検（以下高認）があるからだと言及する。選択肢と非常口があるので、生徒は追い詰められないのだという。文科省の取組により、高校では通学スタイルを選択できるようになっている。ところが、中学校での取組は行われていない。

高認とは、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかを文科省が認定する試験で、受ければ大学受験ができて、大学に進学できる。実は、同じ仕組みは高校受験にもつくれることができる。学校教育法に高認の根拠認定、根拠規定と同じ規定があるからだ。戦前は中学

校入学にも同様の仕組みがあって、それで中学に入ればいいというので、小学校に行かせずに家で教育をする家庭が多かったという。中学校が義務教育になってその仕組みは廃止されてしまったのだが、今日の米国のフリースクールと同じことが行われていたのだ。

教育の基本は、子供が自ら興味を持って勉強することだ。子供を信じることだ。登校させることにこだわらなければ、不登校問題はなくなってしまう。それからどうするのかだ。それが不登校問題解決の原点ではなかろうか。

経験豊富な新教育長にお聞きします。いじめ対策、不登校対策についてお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

尾形教育長。

教育長（尾形 浩） 議席番号9番、唐澤議員の質問にお答えいたします。

古くて新しい課題であるいじめ・不登校に対する教育長の考えについての御質問でございます。

初めに、いじめに対する私の考えを3点述べます。

1つ目は、いじめを生まないために、一人一人の子供の心を鍛えることが大切であると考えます。

子供たちは、クラスの友達や部活動の仲間と助け合って生活をしていきます。助け合うということは人間にとって大切な心構えです。思いやりの心を持つととってもいいでしょう。思いやりの心を持つことは大切ですが、この心は自然と備わるものではありません。私たちは訓練して、それを身につけなければなりません。

その訓練とは、例えば、友達がつらい思いをしているときに、さぞかしつらかったらろうなど感じる気持ちを自分の中でつくり上げ、共感性を高めていく。自分に都合よく物事が進んでいるとき、その陰で悲しい思いをしている人はいないかな、温かなまなざしで周囲の人の気持ちに思いを寄せてみる。人の悪口・陰口は言わない。そういう人間になるといったことをその都度心がけていけばよいわけです。

日々の生活場面の中で思いやりの心を持つ訓練をし、温かい気持ちを持って人と接していくことを通して、心を鍛えたいと思います。

村報みなみみのわで、子育て情報「あたたかなまなざしで」というコーナーを12月より設けました。2月、4月と偶数月に掲載される予定であります。この取組は、子供も大人も思いやりの心を持って日々暮らしてほしいと願い、そのために心がけたいこと、大事にしたい見方や考え方を共に考えていきたいと思ったからであります。

2つ目は、いじめが起きたときの対処の仕方です。

教職員や大人は、子供の表情や子供同士の関係性において、常に異変に気づく目を持ちたいと思います。何かおかしいなと感じたら個別に呼んで事情を丁寧に聞き、つらいこと、嫌なこと、悲しいことを把握し、いじめであると判断した場合は、早めに的確にチームを組んで、その解消に全力で取り組むことを何よりも優先したいと考えます。

いじめを受けた子供の心身の安全を守るとともに、いじめをしていた子供への指導においては、いじめをした行為の原因となった心理的な背景を見詰め直し、相手を攻撃して自己満足感や優位性を得る自己中心的な考え方を悔い改められるようサポートし、どんな心持ちで生活すれば相手を傷つけずに互いに幸せに過ごせるのかを問い、自己決定させていく、そんな支援を粘り強く行うよう学校現場に求めたいと思います。

3つ目は、お互いが居心地のよい温かい学級をみんなでつくり上げていくことです。

そのためにも、お互いが凸凹した存在であることを認め合い、違いを受け入れながら他者理解していく。そんな気持ちを日々の授業や学習活動を通して醸成していくことが肝要と考えます。大きなおでん鍋のようにいろいろな食材がお互いの味を出したり吸収したりして、全体として一つの豊かな味わいをつくり出していき、そんな温かいクラスを目指したいと思えます。

各担任には、スーツケースのように型にはめた自分の考えを押しついたり、その中に子供たちを当てはめていくそういう接し方ではなく、心の風呂敷を大きく広げて、多様なタイプの子供たちを包み込んでいく人間味あふれる教師力を持ってほしいと願います。

人は人と人の中で成長していきます。せつかく出会った仲間たちです。無視をしたり傷つけたりするのではなく、思いやりの気持ちを持ち、支え合い学び合って、お互いの良さの可能性を伸ばしていくそんな学校であってほしいと強く願います。

不登校について、私の考えを2点述べます。

1つ目は、現在、不登校になっている子供たちへのサポートをきめ細やかに継続していくことでもあります。心身の不調で年間30日以上欠席の場合、文科省の調査では不登校となってしまうのですが、現在、本村の小中学校において、1日も登校できない完全不登校の子供はおりません。登校すれば普通に生活できる子、別室なら学校へ来られる子、村の教育支援センターなら来られる子、家庭にいる割合がどちらかという高い子、状況は様々です。

中学校では、毎週1回適応支援会議を開いて、不登校傾向の生徒、不調な様子が見られる生徒、登校渋りの生徒、学級になかなか足が向かない生徒らに対して、どんな支援や手だて、サポートが必要かを考え、個別の対応をチームで行っています。

小学校では、学校生活アンケートや面談を通して早めに不適応児童を把握し、その子に応じた支援を検討しています。私はこういった個々の児童生徒の実態に応じて、具体的に継続してチームでサポートしていく体制を大事にしていきたいと考えます。

また、多様な子供たちの新たな居場所づくりにも取り組んでまいりたいと思えます。フリースクール等の外部機関との連携、こども館や村民センターの柔軟な活用、またこれは構想段階ですが、夏休み中の公民館、各分館の一部開放、寺子屋的な活用であります。このように村内の既存の施設の活用方法について柔軟に検討し、学校に行きにくい子供たちの居場所づくりに努めたいと思えます。

子供は変わる、伸びるという一点で、私が出会った子供たちから教えてもらったものです。社会的な自立に向けて、将来的な自己実現につなげていく支援を丁寧に続けていきたいと思えます。

2つ目は、新たな不登校を生み出さないための環境整備の推進であります。具体的には、ユニバーサルデザインを取り入れた分かりやすい授業づくり、自他の違いを認め合う温かい学級づくり、丁寧な教育相談の実施、小中連携の推進等があるわけですがけれども、私は特に教師側の対応力の向上に努めたいと思えます。

過敏性の強い特性を持った生徒に強い口調の言葉で指導すれば、教師に恐怖感を覚え、教室から足が遠のきます。行動のペースがゆっくりの生徒などに、早くとかきちんととか、みんな一斉にという同調圧力の強い指導をすると、周囲と同じペースで生活できない自分を責めてしまい、学校に行きにくくなるケースもあります。見通しが持てないと不安を感じてし

もう生徒は、新しい環境に慣れるのにどうしても時間がかかります。行動の見通しを分かりやすく説明したり、見える化すれば不安が減少して行動しやすくなります。

新たな不登校を生み出さない大きな環境の一つに、教師の関わり方があると思います。個々の子供の実態に応じた温かで優しい関わりがあれば、子供たちは安心してクラスで生活することができます。教師からの指示、命令で動く環境、何でも一斉にという環境を見直し、ある部分は子供に委ねて、子供が自己選択する、自分でやることを決める、そんな経験。自分で判断して行動する体験等を取り入れ、自分の頭で考えて自分らしく行動する力を育ていきたいと願います。

この方向性を大事にして、子供たちにとって一番過ごしやすい環境づくりを学校の教職員の皆さんとともに取り組んでいく所存です。

以上です。

議長（笹沼 美保） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

議場ばかりではもったいないですので、3校の先生方にぜひプリントしてお渡しいただくようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（笹沼 美保） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日、一般質問が全て終了いたしました。よって明日17日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、12月17日は休会とすることに決定いたしました。

19日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午後2時58分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 諸般の報告

第 2 議案第 11 号～第 15 号

提案～審議

第 3 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

質疑～採決

第 4 発議第 2 号～第 3 号

提案～採決

第 5 議案第 1 号～第 8 号

討論～採決

第 6 議案第 9 号 (委員会の審査報告)

質疑～採決

第 7 議案第 10 号～第 15 号

討論～採決

第 8 継続調査事項

第 9 議員派遣

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	原		源	次	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	笹	沼	美	保
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子								
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長								
教	育	長	尾	形		浩	こ	ども	課	長								
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長							
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観	光	森	林	課	長			
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	里	江	建	設	水	道	課	長
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育	次	長	藤	澤		勇		
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監	査	委	員	加	藤		篤	
住	民	環	境	課	長	唐	澤											

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和7年12月19日 午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

過日、追加議案が提出されました。それに伴い、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

過日、追加議案等が提出されたことに伴い、議会運営委員会を開催し次のとおり決定しましたので、報告します。

村側から追加議案5件、議員から発議2件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案5件、発議2件を本日の会議日程とします。

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査結果報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第11号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第11号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の報酬等を改定するために提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第11号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、村特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬及び常勤の特別職の給与

について月額3%程度引き上げ、また、非常勤の特別職の報酬についての条例改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

第1の議員報酬でございますが、報酬月額について、議長を31万7,000円に、副議長を24万8,000円に、常任委員長を23万7,000円に、議会運営委員長を23万7,000円に、議員を22万8,000円に改めるものでございます。

続いて、第2条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

第2条関係、給与の額でございますが、別表により給料月額を村長を78万5,000円に、副村長を66万7,000円に、教育長を56万8,000円に改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第3条関係、南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

別表第1の改正になりますが、条例で定められているその他の委員の報酬の額につきまして、3時間未満は3,000円、3時間以上については5,000円に改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

議案11号の中で、特別職の報酬については、特別職報酬審議会で慎重に審議していただいて、提案していただいたというふうにお聞きしております。その中で、このように3%ということで、今、上げるように決めていただきましたので、議員の議員歳費がどのくらいの額で年間負担増加になるのかということと、村長、副村長、教育長の部分と分けて、年間負担額がどのくらいになるのかをお示しいただきたいと思っております。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 影響額についてということでございます。

まず、議員の皆様の関係につきましては給与の関係、それから、期末手当の関係に影響してくるものでございます。総額としまして、年間94万7,000円程度を見込んでおります。

また、特別職の常勤職員、村長、副村長、教育長でございますが、こちらにつきましても、90万2,000円を見込んでおるところでございます。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第12号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告を踏まえ、特別職及び一般職の給与等を改定するために提案するものであります。

失礼いたしました。一般職の給与等を改定するために提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第12号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえ、職員等の給与の引上げ等を行うため、条例改正をお願いするものでございます。

本村の職員給与等に関しましては、これまでも国の人事院勧告を基準に改定を行っており、本年も8月に人事院勧告が行われ、12月16日に国の給与法が改正されたことを受けまして、村の一般職の職員、議会議員並びに特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、一般職の職員の月例給につきまして、若年層に重点を置きつつ、民間給与との較差1万5,014円、平均3.62%を解消するため給与表を引き上げ、期末勤勉手当につきましては、一般職の職員、議会議員、特別職の職員で、常勤の者につきましては0.05か月引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案8ページを御覧ください。

初めに第1条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第18条は、通勤手当の額について、通勤のため自動車等を使用する職員について、通勤距離15キロメートル以上の手当額を表のとおり引き上げるものでございます。

9ページを御覧ください。

第24条は、宿日直手当につきまして、一般職の職員が宿日直業務を行う場合の手当を引き上げるものでございます。

第27条は期末手当の額を規定しておりますが、期末手当の支給率を0.025か月引き上げ、100分の127.5とするものです。特定幹部職員も同様に引き上げ、100分の107.5とします。

第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を同様に引き上げ、100分の72.5に、特定幹部職員につきましては、100分の62.5とします。

第30条は勤勉手当の額を規定しておりますが、第1項は勤勉手当の支給率を0.025か月引き上げ、100分の107.5とするものです。特定幹部職員も同様に引き上げ、100分の127.5とし

ます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を100分の52.5に、特定幹部職員につきましては、100分の62.5とするものでございます。

10ページを御覧いただきまして、別表第1行政職給料表につきましては給料表どおりの改正となりますので、御覧いただきたいと思えます。

続いて、16ページを御覧ください。

第2条関係は、同条例について、令和8年4月1日から施行する改正についてでございます。

第18条は、通勤手当の額について、通勤のため自動車等を使用する職員の通勤距離60キロメートル以上の手当額を、表のとおり5キロ刻みで新たな区分を設けるものでございます。

17ページを御覧いただきまして、第27条は、期末手当について、6月と12月の2回に分けて支給されるため、期末手当の支給率を0.0125か月引き下げ、100分の126.25とするものでございます。特定幹部職員も同様に引き下げ、100分の106.25とします。

第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を同様に引き下げ、100分の71.25に、特定幹部職員につきましては、100分の61.25とするものでございます。

第30条は、勤勉手当の額について同様に引き下げ、100分の106.25に、特定幹部職員は100分の126.25とします。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員について同様に引き下げ、100分の51.25、特定幹部職につきましては、100分の61.25とするものでございます。

18ページを御覧ください。

第3条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第5条第2項におきまして、議員に支給する期末手当の支給率を0.05か月引き上げ、100分の180とするものでございます。

第4条関係は、同条例について、令和8年4月1日から施行する改正についてでございます。

第5条第2項におきまして、期末手当が6月と12月の2回に分けて支給されるため、期末手当の支給率を0.025か月引き下げ、100分の177.5とするものでございます。

19ページを御覧ください。

第5条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項におきまして、特別職の職員に支給する期末手当の支給率を0.05か月引き上げ、100分の180とするものでございます。

第6条は、同条例について、令和8年4月1日から施行する改正についてでございます。

第2条第2項におきまして、期末手当が6月と12月の2回に分けて支給されるため、期末手当の支給率を0.025か月引き下げ、100分の177.5とするものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、附則についてでございます。

第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、第2条、第4条及び第6条の規定については、令和8年4月1日から施行するものでございます。

7ページを御覧いただきまして、第2項は、通勤手当の額及び給料表につきましては、令和7年4月1日から適用します。

第3項は、一般職の期末勤勉手当並びに議会議員及び特別職の期末手当について、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第4項は、適用日前の移動車の後方の調整について、第5項及び第6項は、一般職の給与及び議会議員並びに特別職の期末手当についての内払いの規定について、第7項は、規則への委任事項の規定についてでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

毎回、人事院勧告に基づいて引き上げされるということではありますが、改正の際に、いつも労組との話し合いがされているのかどうかをひとつお聞きしたいと思います。

もう1点は、ラスパイレスのほうがどのぐらいになっているのかをお聞きしたいと思います。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） まず、職員労働組合との関係でございます。

職員労働組合からは要求書という形で、毎年、賃金・職場・労働条件等につきまして、要求書をいただいているところでございます。これにつきましては、11月26日の日に理事者交渉を行いまして、その後、今、確認書のほうを取り交わす準備を進めているところでございます。

それから、ラスパイレスの関係でございますが、今年度は96.3ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（笹沼 美保） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第13号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、物価高対応子育て応援手当支給事業に関わる事業費及び、先ほど議案第12号で提案いたしました本年度の人事院勧告による給料表等の改定に伴う職員等の給料、職員手当等の人件費が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,996万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を89億7,485万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

初めに予算書の17ページをお開きいただき、歳出の人件費から説明させていただきます。

給与費明細書をお願いいたします。

1、特別職でございます。一番下の比較の欄を御覧ください。

長等の期末手当と寒冷地手当は、人事院勧告に基づく支給率の改定と教育長が10月に変わったことに伴う調整をそれぞれ反映させております。議員につきましては、10月にお一方退職されたため1名減となりまして、それに伴う報酬及び期末手当を減額しております。

なお、議員につきましても、先ほど議案第12号でございました人事院勧告に基づき、期末手当は0.05の増額改定をしております。

18ページにお進みいただき、2、一般職をお願いします。

19ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細により御説明申し上げます。

報酬の会計年度任用職員制度に伴う増減分は職員数の増によるもので、給料につきましては、給与改定に伴う増減分として人事院勧告に基づく増、その他の増減分は、求職者の復帰等による増でございます。

職員手当は、その他の増減分として人事院勧告に基づく期末勤勉手当の支給率改定による増と、寒冷地手当が昨年の人事院勧告に基づく改定による減を反映させ、計上しております。

各職員手当の内訳は、18ページ下段の内訳表のとおりとなります。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目0201一般管理事務の1節会計年度任用職員報酬は、村バスの運転手が以前の委託から会計年度任用職員として直接雇用することとなったため、増額計上しております。

8ページにお進みいただき、5目財産管理費、0221財産管理事務の10節需用費の修繕費です。公用車修繕料ということで、スクールバスのヒーターの故障、また、地域おこし協力隊の使用した車両の修繕等、不足が見込まれます額を計上するものです。

2項徴税费、2目賦課徴税费、ページ一番下になりますが、0261賦課徴税事務の会計年度任用職員の人件費ですが、確定申告期間中に新たに1人雇用するための経費を計上するものです。

10ページにお進みいただきまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の0334特別給付金事業は、全て物価高対応子育て応援手当支給に関する経費です。児童手当対象児童1人当たり2万円を給付、3,100人分を計上しております。

12ページにお進みいただき、6款農林水産業費、1款農業費、1目農業委員会費、0601農業委員会事務の会計年度任用職員報酬は、10月からの最低賃金改定を受け、会計年度任用職員報酬が改定されたことに伴い、不足が見込まれます額を計上するものです。

14ページにお進みいただき、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、0910消防施設整

備事業の27節繰出金で、消火栓工事水道事業会計繰出金ですが、地区要望により新設する消火栓工事に伴う工事費について、不足が見込まれます額を計上するものです。本年度は、田畑と久保の2か所を実施いたします。

15ページにお進みいただき、10款教育費、2項小学校費、4目学校建設費、1016南部小学校建築事業の工事請負費で、校内放送設備改修工事です。放送室の操作卓の故障により音楽を流せなくなり、改修するものでございます。

16ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目1400予備費でございます。歳入歳出予算の調製をさせていただくものでございます。

続いて、6ページにお戻りをいただき、2、歳入をお願いいたします。

16款国庫支出金、2項3目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る事務費を含む事業費の全額を計上しております。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、一部財源不足が生じ、取り崩すものでございます。

以上が歳入の説明となります。

これで、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第14号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を82万3,000円増額し、支出総額を2億5,905万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、人事院勧告による給料表等の改定に伴い、職員給料等の人件費を82万3,000円増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の補正予定額を57万6,000円増額して、1,912万6,000円とする

ものがございます。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第15号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を47万1,000円増額し、支出総額を6億1,461万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第15号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、人事院勧告による給料表等の改定に伴い、職員給料等の人件費を47万1,000円増額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいたきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の補正予定額を35万6,000円増額して、2,032万6,000円とするものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

日程第3、請願・陳情を採決します。

福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

西森福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（西森 一博） 福祉教育常任委員会に付託されました陳情第6号「医療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書」を、12月3日午後1時30分より第1委員会室において、委員5名の出席の下、審査を行いました。

会議規則第91条第1項の規定に基づき、その結果を報告いたします。

本陳情の説明に、医労連の金田さんに御出席いただきました。

医療・介護報酬の公定価格が長年にわたり引き下げられており、最近の物価高騰には十分に対応できていないこと、他産業との賃金格差が開いている現状を踏まえ、ケア労働者が他産業並みの給与水準にするためには、1人当たり月額平均5万円以上の賃上げが必要であると試算されており、医療報酬に換算しますと、6.31%の引上げに相当します。事業所の物価高騰への対応を加味すると、10%以上の増額が必要であると、そういった説明がされました。

質疑において、公立病院に比べ、民間病院は経営状況に左右されてしまうことや、医療・介護の現場では常に人手不足であり、患者に寄り添えない状況があること、そのため、現場の質が低下している現状が出ている等の答弁がありました。

採択すべきとして、医療・介護を支えるためには報酬を上げることが急務である。そういった意見が出されております。

採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、福祉教育常任委員長の報告といたします。

議長（笹沼 美保） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

陳情第6号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

日程第4、意見書案が提出されております。

発議第2号「診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 提案説明を申し上げます。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書。

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がり、昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。医療機関は過去最大の規模で倒産・廃業が進み、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。

日本医師会、6病院団体、日本病院会、全日本病院会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会は、このままでは、ある日突然病院が

なくなります。地域医療が崩壊寸前と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がるのが強く懸念されます。

政府は、看護師、保健師、介護士、障がい福祉などのケア労働者の賃金上げを2021年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設への賃上げ平均率は2.07%、5,772円にとどまり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額1万8,629円に遠く及びません。

よって、記として2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒して介護・障がい者福祉サービス等報酬改定を実施すること。全ての医療機関と介護福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行することを求めるものであります。

皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 発議第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号「広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書」を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙の実現を求める意見書の趣旨説明を行います。

連立与党の自民党と日本維新の会で、衆議院議員定数削減法案を突如提出しました。法案の中身は、協議で結論を出す期間を1年とし、その期間までに合意が得られない場合は、問答無用に与党の案を押しつけるという内容です。17日に臨時国会が閉会しましたので、来年の通常国会での審議予定と伺っております。

国民が政治参加の重要な制度なので、与野党の慎重審議を望む意見書であります。また、14人の知事も反対、懸念と答えておられます。

それでは、意見書を読み、趣旨説明とさせていただきます。

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書。

政府は連立政権合意を受け、身を切る改革として、維新が訴える衆議院議員定数削減法案を提出した。現行の総定数465の1割に当たる45議席以上を削減することが柱となっている。

しかしながら、議会制民主主義は主権者である国民が代表を選び、その代表者が政治を行う仕組みであり、国会議員が減ってしまえば政治は有権者から遠のき、多様な意見が国政に届かなくなり、特に地方の声を反映させられなくなる。

また、若者や女性などの政治参入にも影響を及ぼし、民意をより正確に反映しやすいとされる比例代表議席の削減は、小規模政党やそれを支持する国民の声を切り捨てることになるとの指摘もある。

さらには、都市と地方の格差が広がる中、民意を的確に酌み取る選挙制度の構築は難しい課題であり、定数だけにとらわれず、与野党が真摯に議論を深め、決めていく必要がある。

よって、本村議会は、国会及び政府において、選挙制度が日本国憲法の保障する国民主権及び議会制民主主義の根幹であることを踏まえ、議員定数の検討を含め、広く国民の意思が適切に反映することができる衆議院議員選挙制度の実現を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

以上でございます。

議長（笹沼 美保） 発議第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。反対討論。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。私は反対の立場です。

そもそも私の中では、今の議員定数が少ないとも思わないし、むしろ多いんじゃないかなと思っている側です。それに対して、意見書というのは私の中であまり必要性が感じられなくて、反対という立場を取らせていただきます。

議長（笹沼 美保） 賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） これで討論は終わります。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村消防団条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和7年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和7年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和7年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号の質疑・討論・採決を行います。

議案第9号は、南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会に付託されておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

三澤委員長。

南箕輪村第6次総合計画調査特別委員長（三澤 澄子） 南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会委員長報告を行います。

南箕輪村第6次総合計画調査特別委員会に付託されました議案第9号につきまして、審査

の結果を報告いたします。

12月11日午前9時より講堂において、委員8名と理事者、各担当課長、係長出席の下、審査を行いました。

12月17日午前9時より第1委員会室において、特別委員会のまとめを行いました。

村総合計画は村の諸施策の最上位に当たり、今後10年間の村づくりの将来像を示すものです。議会活動の中で住民の声を聴いて村政につなげてきた議会として、しっかり検証し、提言することを求めました。

説明は、1、序論から基本構想まで、2、前期基本構想、基本計画①、施策の大綱1、健康福祉分野から施策の大綱2、子育て・教育文化分野まで。

2として、施策の大綱3、防災・安全インフラ分野から施策大綱6、共同参画・行財政分野まで3回に分けて行い、審査しました。

数多くの意見、目標数値の根拠、文言の数字の訂正など出され、慎重な審議を行いました。特に計画の令和17年度、2035年度の目標人口1万6,500人については、本構想の施策の根幹をなすことから、様々な意見が出されました。示された施策を積極的に講じることにより、将来像である豊かな自然、つながり育み、夢かなう南箕輪村。自然とともに世代を超えて育む持続可能な村づくりに向かうことを確認しました。

また、重点目標・活動指標を進めるために、PDCAサイクルによる毎年の検証が必要との意見もありました。

17日の委員会において数字・文言の訂正を確認し、委員会に付託された議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定」については、原案どおり可とすることに決しました。

議会としても初めての総合計画検証であり、今後の議会活動でも計画を見据えて、村民の声をしっかり届けていくことが求められます。

最後に、足立委員長をはじめ、村づくり委員会の皆さんの長期間かけての策定の御労苦に深く感謝申し上げて、委員長報告とします。

議長（笹沼 美保） ただいまの委員長報告について、質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第9号「南箕輪村第6次総合計画の策定」についての討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案に対する討論・採決を行います。

議案第10号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和7年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和7年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第8、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、大変お疲れさまでございました。また、全ての議案につきまして御認定を賜り、特に総合計画については熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

議案審議や一般質問を通じて頂戴いたしました様々な御意見・御提言につきましては、今後の行政運営や村づくり、地域づくりにしっかりと生かしてまいります。

早いもので、令和7年も残り僅かとなってまいりました。現在、上伊那では引き続きイン

フルエンザが猛威を振るっております。近年はインフルエンザの流行が落ち着きますと、新型コロナウイルスの感染者が増加する傾向が見られます。年末年始を迎えるに当たり、改めて感染対策への御理解と御協力をお願い申し上げます。

現在、新年度予算の編成作業を進めております。村役場庁舎の大規模改修、ふれあい交流センター大芝の湯の全面的なリニューアルという2つの大きな改修事業に加え、南箕輪小学校の長寿命化工事も予定をしております。

また、公共交通につきましては、通学・通院支援バスへの転換や、それに合わせて、タクシー券補助の拡充なども進めてまいります。

国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策につきましては、広く公平な支援となるよう現在予算化を進めており、年明けには臨時議会を招集させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、これから本格的な冬を迎えます。気象庁の長期予報によりますと、気温・降雪量共に平年並みとされておりますが、豪雪とにならないことを願いつつ、降雪時には事業者の皆さんやまっくん除雪隊の皆様の御協力をいただきながら、雪対策には万全を期してまいります。

結びに、2026年が村にとりまして、また、村民の皆様にとりまして南箕輪村の豊かな自然の中で多くのつながりが生まれ、夢がかなう、そんな1年となりますことを願うとともに、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和7年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時02分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員